

1
2

3

4

東久留米市

5

第三次環境基本計画

6

東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

7

(案)

8

9

10

11

12

13

14

令和8年2月
東久留米市

15

- 1 表紙裏白紙
- 2
- 3

1 市長挨拶

2

1 市長挨拶裏白紙

2

3

目 次

東久留米市第三次環境基本計画

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 2 |
| 1-1 東久留米市の環境基本計画について | 2 |
| 1-2 第三次環境基本計画の方針と背景 | 3 |
| 1-3 計画の位置づけ | 7 |
| 第2章 東久留米市の概要 | 10 |
| 2-1 市域の概況 | 10 |
| 第3章 東久留米市の将来の環境像と方針 | 14 |
| 3-1 東久留米市の将来の環境像 | 14 |
| 3-2 基本方針と個別方針 | 15 |
| 3-3 計画の体系 | 17 |
| 第4章 個別方針と取り組みの概要 | 18 |
| 基本方針1 水と緑の生きものの場を育み、人との共生を目指すまち | 18 |
| 個別方針1 水と緑と生きものの拠点と保全と回復をすすめる | 18 |
| 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる | 19 |
| 個別方針3 まちなみの緑を育てる | 20 |
| 個別方針4 水と緑の活用と管理 | 21 |
| 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり | 22 |
| 基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち | 23 |
| 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる | 23 |
| 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり | 26 |
| 個別方針8 健康で安心できるくらしをつくる | 27 |
| 基本方針3 みんなで取り組む環境のまち | 31 |
| 個別方針9 環境について学び、活動につなげる | 31 |
| 個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む | 32 |
| 第5章 今後期間内に強化する主な施策 | 34 |
| 5-1 地球環境にやさしいまちづくりとエネルギーの地産地消の検討 | 34 |
| 5-2 ネイチャーポジティブの推進 | 34 |
| 5-3 みどりの基金の有効活用 | 34 |
| 5-4 新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営 | 34 |
| 第6章 計画の推進 | 35 |
| 6-1 計画の推進 | 35 |
| 6-2 進行管理 | 37 |
| 6-3 点検・評価 | 38 |
| 別冊 東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 39 |

東久留米市第三次環境基本計画

第1章 計画の策定にあたって

第2章 東久留米市の概要

第3章 東久留米市の将来の環境像と方針

第4章 個別方針と取り組みの概要

第5章 今後期間内に強化する主な施策

第6章 計画の推進

第1章 計画の策定にあたって

1

1-1 東久留米市の環境基本計画について

東久留米市環境基本計画は、市民、事業者、行政の協働による環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進め、豊かな東久留米の環境を次世代に引き継いでいくために東久留米市環境基本条例第7条に基づき策定されるものです。

条例では、環境基本計画は、環境の保全等に関する目標や施策の方向、環境への配慮の指針などを定めるものとされています。環境基本計画は、東久留米市の環境政策の根幹となる最上位の計画であり、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めていく上での指針となるものです。

2016(平成28)年3月には、前計画を見直した東久留米市第二次環境基本計画を策定し、2025(令和7)年度までの10年間の計画期間において、東久留米市の豊かな環境の保全と新たな創出、環境負荷低減の様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、その間に、地球温暖化に伴う気候変動や、生物多様性損失の危機はさらに高まり、東久留米市という地域にも大きな変化をもたらしつつあります。

東久留米市の自然環境は都市開発が進む中で汚染された時代もありましたが、その後の努力で清流や緑の環境を取り戻してきました。この恵み豊かな自然や生活環境(図1)を、気候変動や生活・自然環境悪化のさらなるリスクも見据え、対策を行いながら次世代に引き継ぐ必要があります。



図1 東久留米市の好きなところ

注) 東久留米市第1回かんきょう・脱炭素 市民ワークショップ(2025年5月18日開催)では、東久留米市の好きなところとして、豊かな自然や生活環境への意見が多く出された。

1-2 第三次環境基本計画の方針と背景

(1) 計画策定の方針

2030年を前に、今、環境問題は大きな転換期を迎えていました。化石燃料消費による二酸化炭素など、大気中の温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化と気候変動の深刻な影響については、科学的には古くから予見されていましたが、まさに今、日本でも観測史上最も暑い夏や春、そして観測史上最大豪雨の更新が進み、その影響を認めざるを得ない状況になってしまいました。

地域の環境問題対策は、公害や汚染対策に端を発しています。しかしその後、地球温暖化対策や生物多様性といった、グローバルな環境問題にも地域から対応していくべき時代がきました。かつて、地域の身近な環境問題は公害や環境破壊によるものでした。しかしその後、温暖化や生物多様性の損失などの地球規模の課題にも地域レベルで取り組む必要性が明らかになってきました。さらに、そういった環境問題は、これまでの我々の暮らしや経済活動の在り方に大きく起因しているため、社会や経済活動のあり方自体を自然共生型に変える必要があると、社会・経済面との統合的取組みの必要性が言われるようになりました（図2）。ただし、その変化は、市民や事業者に無理な我慢や不利益を強いるものであっては進みません。変化を通じ、高い生活の質を実現するという、全関与者のメリットを享受しながら進めていく必要があります。

2050年に向けて
環境・経済・社会の統合的アプローチによる
SDGs・脱炭素社会・ネイチャーポジティブと
人々の“健やかなくらし”的実現

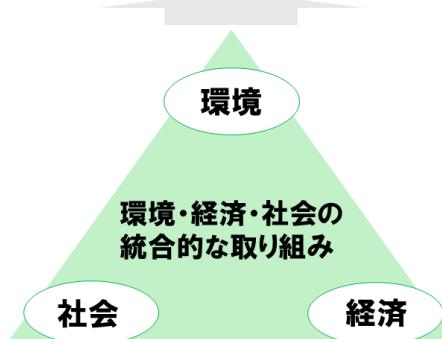


図2 地域の環境政策が目指すべき目標

本計画では、東久留米市第二次環境基本計画の進捗状況と推進上の課題、「(2) 計画策定の背景」で解説する、その間の環境をめぐる世界状況の変化を踏まえ、以下の方針で、第三次環境基本計画を策定するものとします。

- ① 環境基本計画は、環境関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るものであり、環境関連計画の最上位として、市の政策の大方向を示すものとする。
- ② 環境基本計画の体系に関して、実行にかかる具体的な計画（施策）が別途ある場

第1章 計画策定にあたって

- 合には、それらを実行計画の機能を有する計画として位置づけ、整合性を図る（例：緑の基本計画・生物多様性戦略、地球温暖化対策地方公共団体実行計画、廃棄物処理基本計画）
- ③ 緑の基本計画・生物多様性戦略と次回の見直し時期を合わせる（そのため、本計画の期間は7年間とする）。
- ④ 東久留米市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定と実行は、第二次計画の「今後期間内に強化する主な施策」の一つとして掲げられていたため、本計画に大方針を内包し、実行計画部分は本計画の別冊として作成する。
- ⑤ 本計画策定にあたっては、東久留米市長期総合計画やSDGs推進方針、GX推進方針等を関連する計画・方針とし、それらとの整合性を図る。
- ⑥ SDGsや脱炭素、循環経済、ネイチャーポジティブ等、最新の動向を計画に反映する。
- ⑦ 市内すべての人が理解しやすく取り組みやすい内容とする。

（2）計画策定の背景

地球温暖化や生物多様性をめぐる国際的な動きは目まぐるしいものがあります。

2015年9月には、気候変動の影響を最も大きく受けるのは、貧困・社会的弱者でもあり、気候変動対策と貧困・公平問題などの様々なグローバルな課題を同時に解決する必要性から、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。東久留米市では、2023(令和5)年に「東久留米市SDGs推進方針」を策定しています。

一方、2010年の第16回気候変動枠組条約の締約国会議（COP16）では、産業革命前からの気温上昇を2℃に抑えることを合意し（カンクン合意）、2015年には「2℃を十分下回り、1.5℃に抑える努力をする」ことを目標とするパリ協定が採択されました。さらに気候変動問題にかかる科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行い報告書として発表する組織であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球の平均気温の1.5℃の気温上昇がもたらす影響は十分深刻で、1.5℃の上昇を抑えるためには2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとする必要を指摘した「1.5℃報告書」を2018年に公表します。

その発表を受け、日本では、2020年10月26日の菅内閣総理大臣（当時）の所信表明演説において、2050年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念）を目指すことが宣言されました。その後、自治体でも2050年カーボンニュートラル宣言が急速に広がり、東久留米市は2023(令和5)年3月1日に「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を発表しています。また、国が策定した「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」を受け、「2050年ゼロカーボン社会の実現」とともに、市民が「あんしんして暮らせるまち」を目指すため、「東久留米市GX推進方針～踏み出そう！未来のために、地球のために～」を2025(令和7)年1月に策定しています。今後は、ますます深刻化する地球温暖化にどのように地域として適応していくのか、適

1 応策の検討も必要となります。

2 また、産業界では、パリ協定採択を機に、気候変動がもたらす「リスク」や「機会」に
3 関する財務的影響を把握し、機関投資家向けに開示する動き（T C F D）や、科学的根拠
4 に基づいて設定した温室効果ガス削減目標が国際的な基準に合致していることを示す認定（S B T）取得や、自社事業で使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを
5 目指す国際的なイニシアティブへの加盟（R E 100）など、脱炭素を企業の持続可能な経
6 営に結び付けようという動きが活発化しています。

7 東久留米市は、生物多様性の保護・保全には市民の関心も高く、積極的に取り組んでき
8 ました。その取り組みを市の計画として策定したのは、2018（平成30）年の第二次緑の
9 基本計画中間見直しにおいてで、生物多様性基本法に基づき、緑の基本計画に、東久留米
10 市生物多様性戦略（生物多様性地域戦略）が内包されました。

11 気候変動の例と同様に、生物多様性について、科学的、技術的、社会経済的な知見の評
12 価を行い報告書として発表する I P B E S（生物多様性及び生態系サービスに関する政
13 府間科学政策プラットフォーム）が2019年に公表した「生物多様性と生態系サービスに
14 関する地球規模評価報告書」では、人間活動の影響により、過去50年間の地球上の種の
15 絶滅は、過去1,000万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、
16 適切な対策を講じなければ、今後更に加速すると指摘しています。また、2022年にI P
17 B E Sが公表した「自然の多様な価値と価値評価の方法論に関する評価」報告書では、
18 人々の自然に関する価値観は多様であるにもかかわらず、多くの政策では狭い価値（例
19 えば、市場取引で評価される自然の価値）のみを優先した結果、自然や社会、将来世代を
20 牺牲にしてきたと断じています。

21 このように、本来我々の社会経済活動は、豊かな生態系によりもたらされる供給、調
22 整・維持、文化的サービスと財（生態系サービス）によって成り立っているにもかかわら
23 ず、それらを失うことは経済活動をも揺るがすことであるという危機感が産業界にも急
24 速に共有されてきています（図3）。2021年6月には、企業活動が自然・環境に及ぼすリ
25 スクを財務的な観点から評価・開示するT N F Dスキームが発足しました。

26 2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（C O P 15）では、地球規模で進む生物多
27 様性の急速な減少を2030年までに食い止め回復に転じさせる、「ネイチャーポジティブ」
28 目標を掲げた、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。そのなかで、2030
29 年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30
30 （サーティ・バイ・サーティ）目標」がグローバルな目標の一つに掲げられました。日本も
31 その目標達成を目指していますが、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だ
32 けでなく、保護地域以外での生物多様性保全に資する地域（O E C M）の設定・管理を通
33 して達成していくことになります。

34 気候変動にかかる農地に関しても、国際的な流れとして、減化学農薬・化学肥料・有
35 機農業の促進、農地の保全が指向されています。

36 また、我々の生活の利便性を劇的に高めてきたプラスチック製品による海洋汚染等に
37 ついては、発生したマイクロプラスチックの生態系への影響や食物連鎖による摂取など

第1章 計画策定にあたって

1 人体への影響も懸念されています。さらに、地下水の有機フッ素化合物（P F A S）汚染
2 の懸念など、目まぐるしく変わる、新たな環境問題への対応も迫られています。

3 このような世界的潮流を受けて、豊かな自然を有し、これまで地域ぐるみで緑や生物
4 多様性保全に取り組んできた東久留米市では、今後はより一層地球環境とのつながりを
5 意識しながら、さらなる活動の推進と情報発信に取り組んでいく必要があります。
6



7 図3 生物多様性から経済へのつながり
8

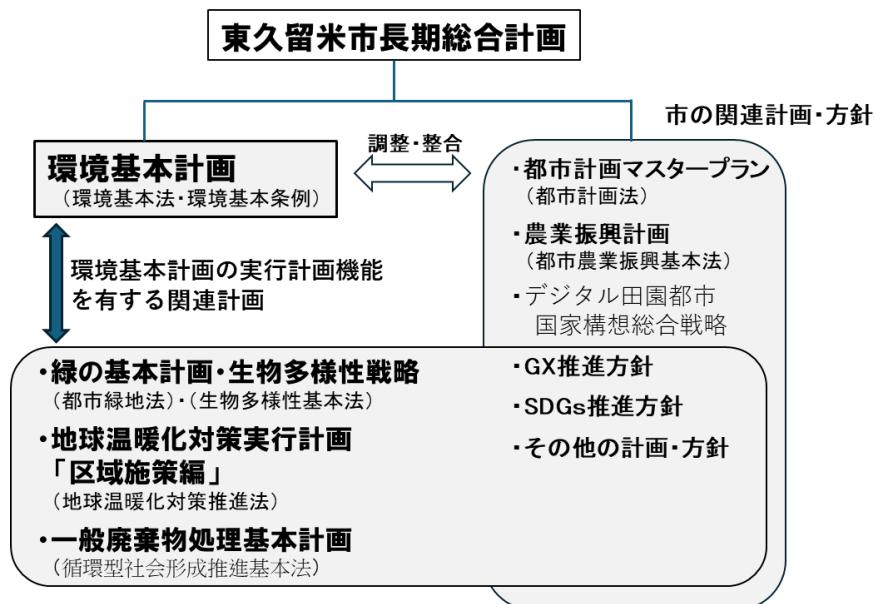
9 出典：『日本語版 生物多様性の経済学：ダスグプタ・レビュー要約版』翻訳 WWF ジャパン
10

11 注) 英国財務省が 2021 年 2 月に発表した報告書で、2021 年 6 月の主要 7 力国首脳会議 (G 7 サミ
12 ット) でも取り上げられ、国際政治・経済に大きな影響を与えている。
13

1-3 計画の位置づけ

(1) 位置づけ

この計画は環境基本条例第7条に基づき策定しています。同時に「東久留米市第5次長期総合計画」(2021(令和3)年2月策定)を上位計画とし、同計画に掲げる「まちの将来像」を環境面から実現するための基本計画として位置づけています。また、効率的かつ効果的に計画を推進するため、市が定める他の計画(「都市計画マスターplan」、「緑の基本計画」など)の環境の保全等に関する施策と、相互に整合・調整を図っています。また、本計画で策定するとしている環境分野の個別計画は、環境基本計画や緑の基本計画の関連・下位計画として策定します。



東久留米市環境基本条例第7条について

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東久留米市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

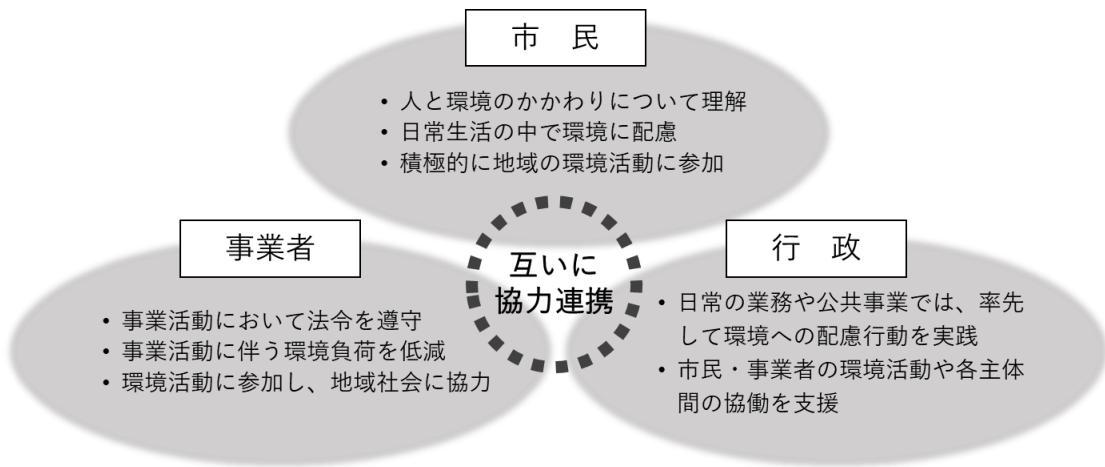
2 環境基本計画は、環境の保全等に関し、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- | | |
|---|-------------|
| (1) 目標 | → 基本方針・個別方針 |
| (2) 施策の方向 | → 施策の方向 |
| (3) 配慮指針 | → 取り組み |
| (4) 前各号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 | → 点検評価項目 |

(2) 推進主体

この計画の推進主体は、市民（地域で活動する環境団体等を含む）・事業者（土地所有者や農業従事者等を含む）・行政（教育委員会や学校を含む）とします。

各主体は、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働して積極的に環境活動を推進します。



(3) 期間

この計画の計画期間は、21世紀半ばまでを展望しつつ、本計画との関連性が高く、実行計画として位置づけられる「緑の基本計画・生物多様性戦略」との整合を図り、2026(令和8)年度から2032(令和14)年度（緑の基本計画の計画期間）までの7年間を対象とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上等に対応するため、毎年、進捗状況の点検評価を行いながら、必要に応じて、計画の体系や進捗管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行います。

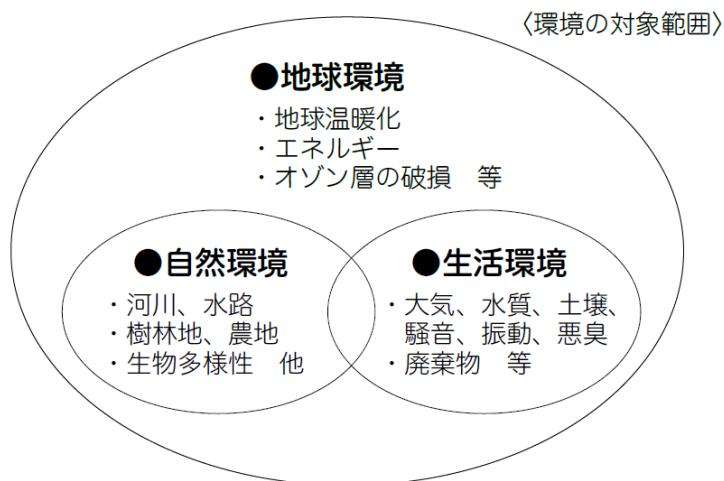
〈計画の期間〉

| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
|------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 |
| 環境基本計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【関連計画】 緑の基本計画・ 生物多様性戦略 | | | | | | | | | | | | | | | |

The timeline diagram shows the relationship between the Environmental Basic Plan (blue arrows) and the Related Plan (green arrow). The Environmental Basic Plan covers R3-R17 (2021-2035), divided into the Second Plan (R3-R7, 2021-2025) and the Third Plan (R8-R17, 2026-2035). The Related Plan covers R2-R17 (2022-2035), divided into the Second Plan (R2-R6, 2022-2026) and the Third Plan (R7-R17, 2027-2035). A dotted line indicates the continuation of the third plan beyond R17.

1 (4) 範囲

2 この計画における環境の対象範囲は「自然環境」「生活環境」「地球環境」とします。

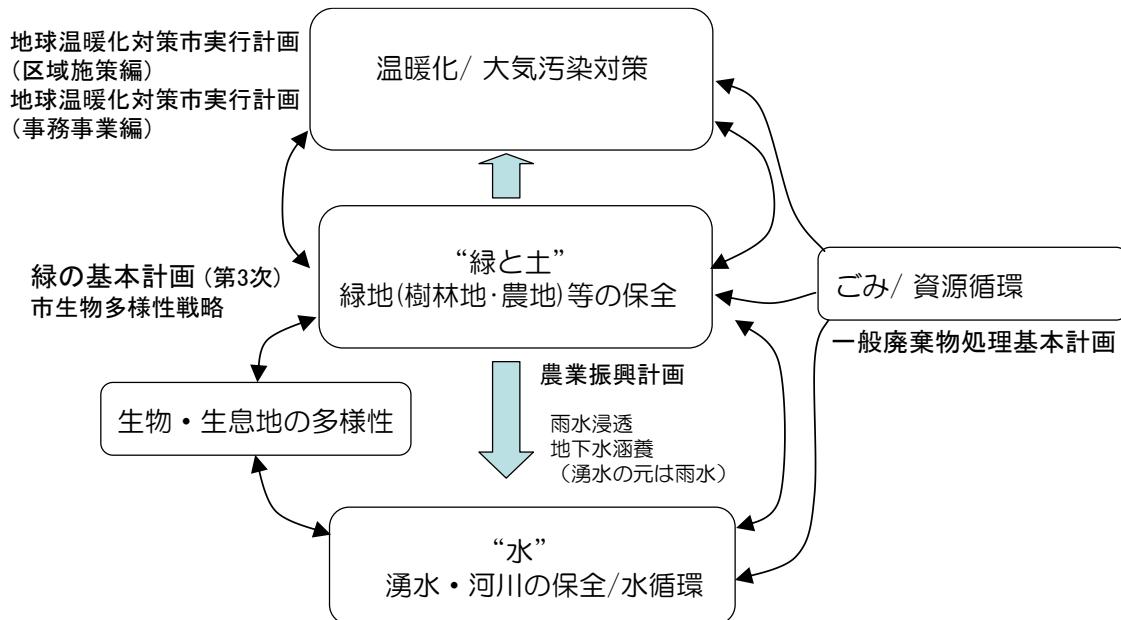


3
4

5 (5) 環境と計画のつながり

6 環境基本計画は全体をカバーします。

7



8

第2章 東久留米市の概要

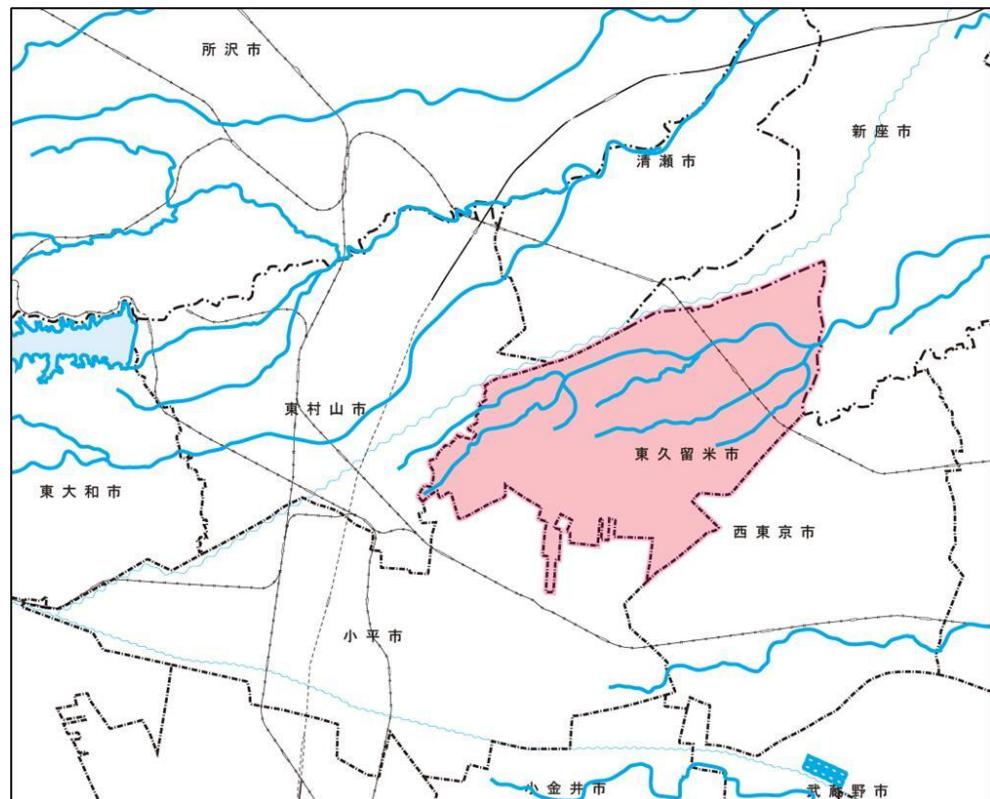
1

2-1 市域の概況

(1) 位置と地形

東久留米市は、都心から北西へ約 24 キロメートル、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京・小平の2市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に接しています。本市は、標高 70m から 40m の範囲で、南西から北東に緩やかに傾斜する地形となっており、何本かの崖線が通っています。この崖線などから水が湧き出し、これを源として、黒目川や落合川及びその他の小流が北東に向かって流れ、その間に紡錘形の台地が分布しています。落合川は、関東ローム層下の武蔵野礫層（古多摩川の砂礫堆積物、地下水の貯留層）に達しているため、流域内には湧水地点が多く、水量も豊富です。

本市の湧水は、「東京の湧水マップ」によると黒目川、落合川等に沿って 40 地点あり、南沢緑地、竹林公園、黒目川天神社前の3か所が「東京の名湧水 57 選」に選定されるとともに、「落合川と南沢湧水群」が環境省による「平成の名水百選」に、東京都で唯一選定されています。



16



図 東京都における東久留米市の地形と位置

参考：国土地理院ホームページをもとに作成

1
2
3
4

コラム① 湧水のもとは雨水

東久留米の湧水は、武蔵野台地に降った雨が関東ローム層や礫層にしみ込んで湧き出ています。関東ローム層はスポンジ構造の保水力の大きい土で、その全体積の 50~70%は水で占められており、かつては冬に毛細管現象などで 15 cm の霜柱が立ちました。

5 ~ 6 万年前に流れていた古多摩川の崖下のいたるところから湧き出していたのは、降雨によって関東ローム層から押し出される量と、地下水のたまる層の中の各所にある粘土の大小さまざまな受け皿から時間差をもって流出する量が多くなったからです。

また湧水の約 50%が河床から出ている落合川の礫層は古多摩川によりかなり研磨され丸くなったり多く、礫と礫の間に地下水がとどまりやすいことから保水量が多くなっています。なお、現在の多摩川とのつながりは、台地の隆起による断層と浸食による河床低下によってなくなってしまっているといえるので、礫層からの湧水も雨水ということになります。

向山緑地にある立野川の谷頭の湧水は冬は枯れていますが、かつては冬でも豊富に湧き出しており、1960 年に河童？が目撃されたとの騒ぎがあったほどの深みがあったわけです。

土地利用の長期変遷のグラフにあるように、雨水が浸透できる農地は減少しています。農地の保全と、浸透ますや透水舗装などがあります必要になっています。なお、湧水の質の保全には化学肥料・農薬等の過剰使用を控えることも大事です。

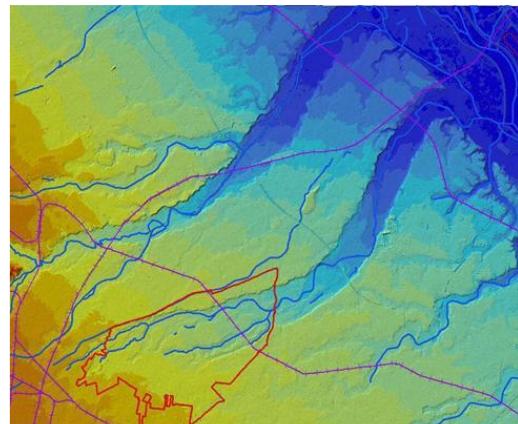


図 1 m 等高線図
(古多摩川の流路の北の崖下に黒目川、南の崖下に立野川、真ん中に落合川が流れる。)

(2) 人口・世帯の変遷

2025年1月現在の人口は116,325人、世帯数は56,959世帯となっています。人口は2013年からみると微増傾向となっていましたが、2022年をピークに、微減に転じています。一方で世帯数は増え続けていますが、平均世帯人員数は2025年で2.04人と緩やかに低下しており、世帯の小規模化が進んでいます。

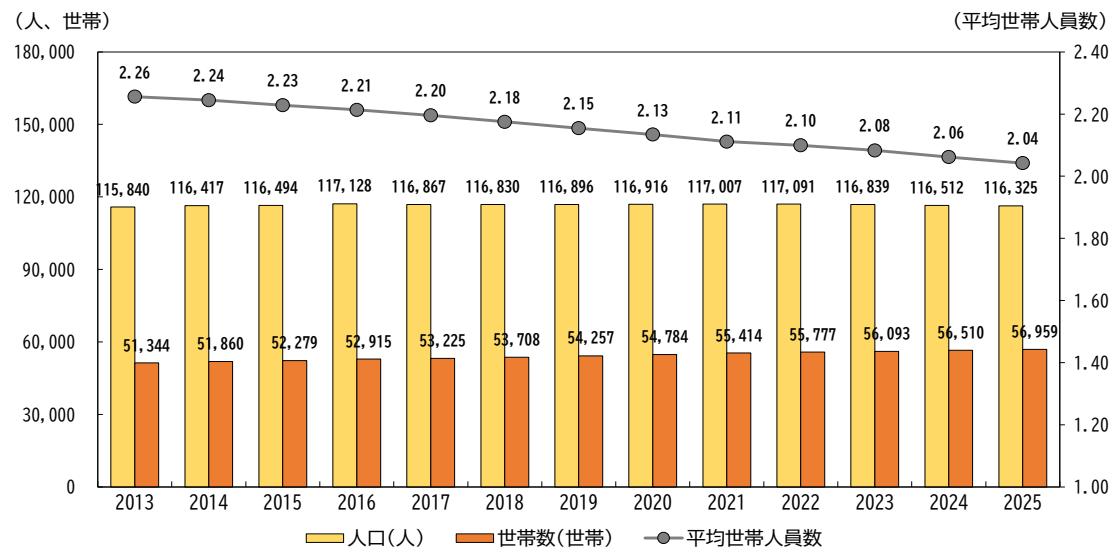


図 東久留米市の人口・世帯数

出典：住民基本台帳（各年1月1日時点）をもとに作成

(3) 土地利用の長期変遷

2024年現在の市内の地目別土地利用は、宅地が58.23%と最も多く、宅地化の進行により畠や山林等の緑は減少傾向にあります。

本市の人口はここ数年で微減に転じていますが、世帯数は増加傾向となっていることから、今後も宅地需要は継続することが考えられます。

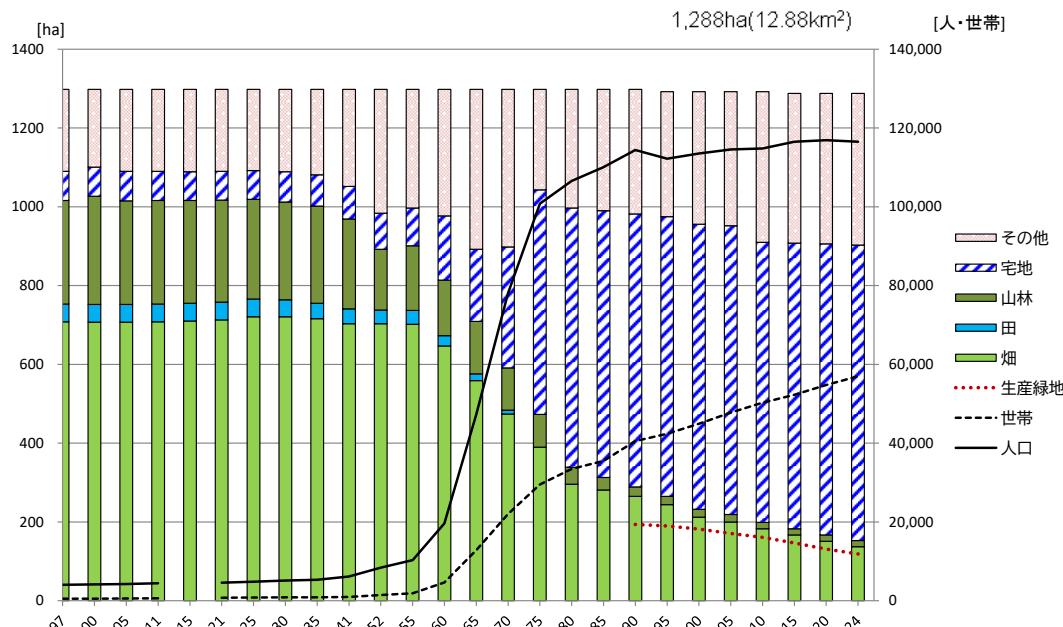
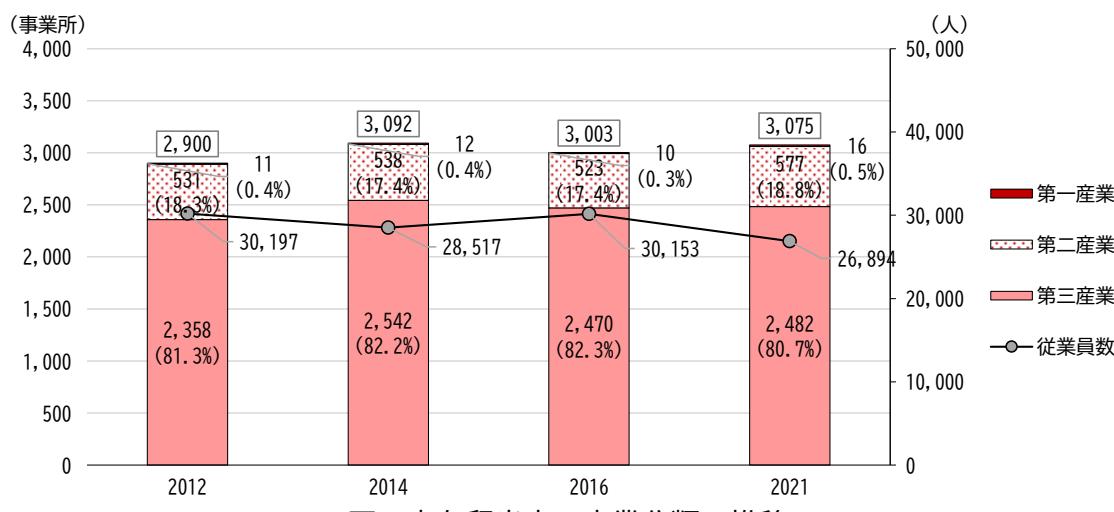


図 東久留米市の土地利用と人口・世帯の長期変遷

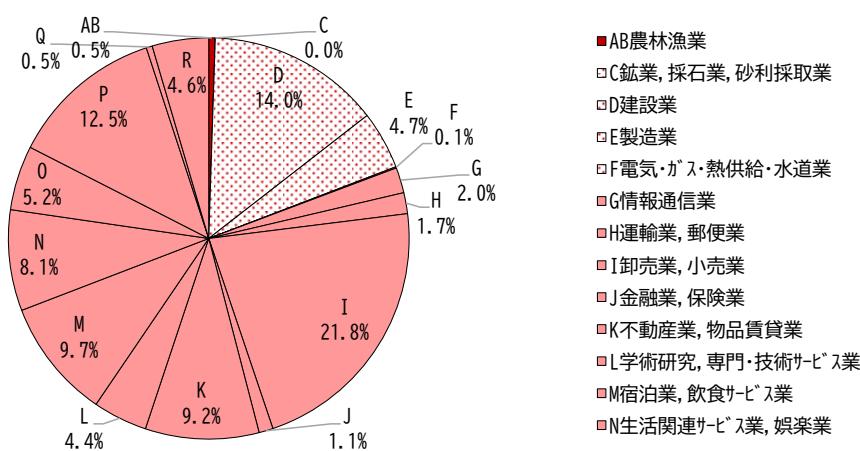
出典：「東久留米市の近代史（2012年3月）」及び「統計東久留米」

(4) 産業動向

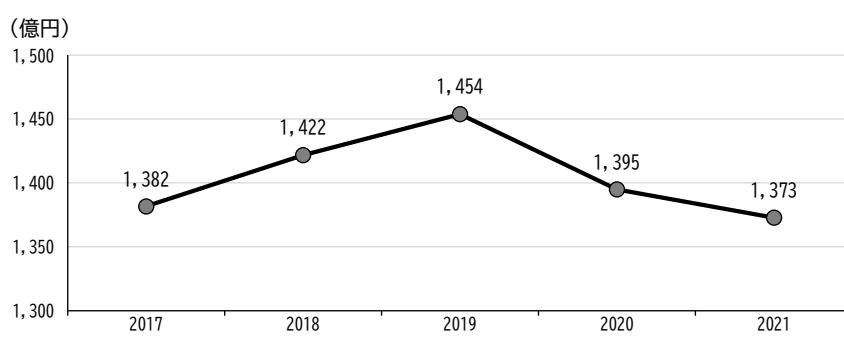
本市の産業別の事業所数の推移をみると、ほぼ横ばい傾向となっており、第三次産業が約8割を占めています。従業員数は微減傾向となっており、2012年から2021年にかけて約3千人減少しています。また、2021年の産業分類において4.7%を占める製造業の製造品出荷額等総額の推移をみると、2019年の1,454億円をピークに減少しており、2021年は1,373億円となっています。



出典：経済センサス（2012年・2014年・2016年・2021年）



出典：経済センサス（2021年）



出典：統計東久留米

第3章 東久留米市の将来の環境像と方針

3-1 東久留米市の将来の環境像

東久留米市は太古から水と緑に恵まれていましたが、かつては急激な都市化によってそれらの豊かな自然環境が失われた時代もありました。しかし、多くの人々によるたゆまない環境改善の努力の結果、清流が回復し、水や緑とのふれあいの場や機会も増えてきました。落合川と南沢湧水群をはじめとする湧水や清流に象徴される水や緑と土が織りなす風景は、東久留米市の誇りであり、多くの市民の生活にうるおいと安らぎをもたらしています。

私たちは将来にわたって、この豊かな自然と、それらを守り育ててきた活動、その自然から恩恵を受けている生活を大事にし、温暖化などの地球環境問題によって脅かされている自然環境やくらしを守り、さらに向上していく“まち”でありたいと思います。

こうしたことから、東久留米市が目指す「将来の環境像」を

**水と緑を育み、地球環境と調和したくらしを
みんなで創るまち “東久留米”**

とします。

3-2 基本方針と個別方針

1 本計画では「将来の環境像」の実現を目指すために3つの基本方針を定めています。

2 基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

3 基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

4 基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

5 また、この基本方針達成のためのより具体的な方針を「個別方針」としています。

7 基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち

9 本市は、湧水や河川、雑木林や農地などの豊かな自然に恵まれ、多様な生きものが生息
10 しています。これらの環境は市民に潤いや安らぎを与えるとともに、生物多様性を支え
11 る貴重な基盤です。私たちには、こうした自然環境を保全・再生し、次世代へと引き継い
12 でいく責務があります。また、水と緑、生きものがつながることで多様性に富んだ環境が
13 生まれ、人と自然が共生する持続可能なまちづくりが実現されます。こうした取り組み
14 を通じて、生物多様性の損失を止め、自然を回復させていくネイチャーポジティブ（自然
15 再興）な社会の実現をめざします。

17 そのための個別方針を以下のとおりとします。

18 個別方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる

19 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる

20 個別方針3 まちなみの緑を育てる

21 個別方針4 水と緑の活用と管理

22 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

私たちは日々の暮らしや事業活動を通じて、エネルギーを消費し、温室効果ガスを排出するなど、地球環境に影響を与えてています。また、生活に伴うごみの発生や、近隣における公害・騒音などへの対応も求められています。

今後は、再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギーの推進、資源循環の仕組みづくり、公害の未然防止などにより、地球環境に配慮した行動を実践し、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。加えて、資源を効率的に活用し廃棄物の発生を最小限に抑える循環経済の考え方をまちづくりに取り入れ、地域の資源が活かされ、人と経済がともに潤う社会の実現をめざします。

また、市民や事業者に地球温暖化対策として必要な情報や診断などに対応できる行政や事業者の相談窓口の設置や、環境対策に関わる市民や団体などの協働による活動の場を広げることも必要です。

そのための個別方針を以下のとおりとします。

個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる

個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり

個別方針8 健康で安心できるくらしをつくる

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

今や環境問題は地域の環境保全のみならずグローバルな地球温暖化への対応が地域のためにも必要となっています。また社会や経済も組み入れた対応が求められています。

基本計画で掲げた“将来の環境像”を実現するためには、東久留米市に関わる全ての人々の取組への参加が不可欠です。環境への理解を深めて活動を広げるとともに、市民・事業者・行政がお互いに協力し連携を強めてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

その為に市民活動、教育の様々な機会と環境フェスティバルや広報などの情報の発信を通じて「環境問題」への理解を深め、自ら行動する意欲を高めるとともに、誰もが気軽に参加できるしくみを整えていくことが大切です。

そのための個別方針を以下のとおりとします。

個別方針9 環境について学び、活動につなげる

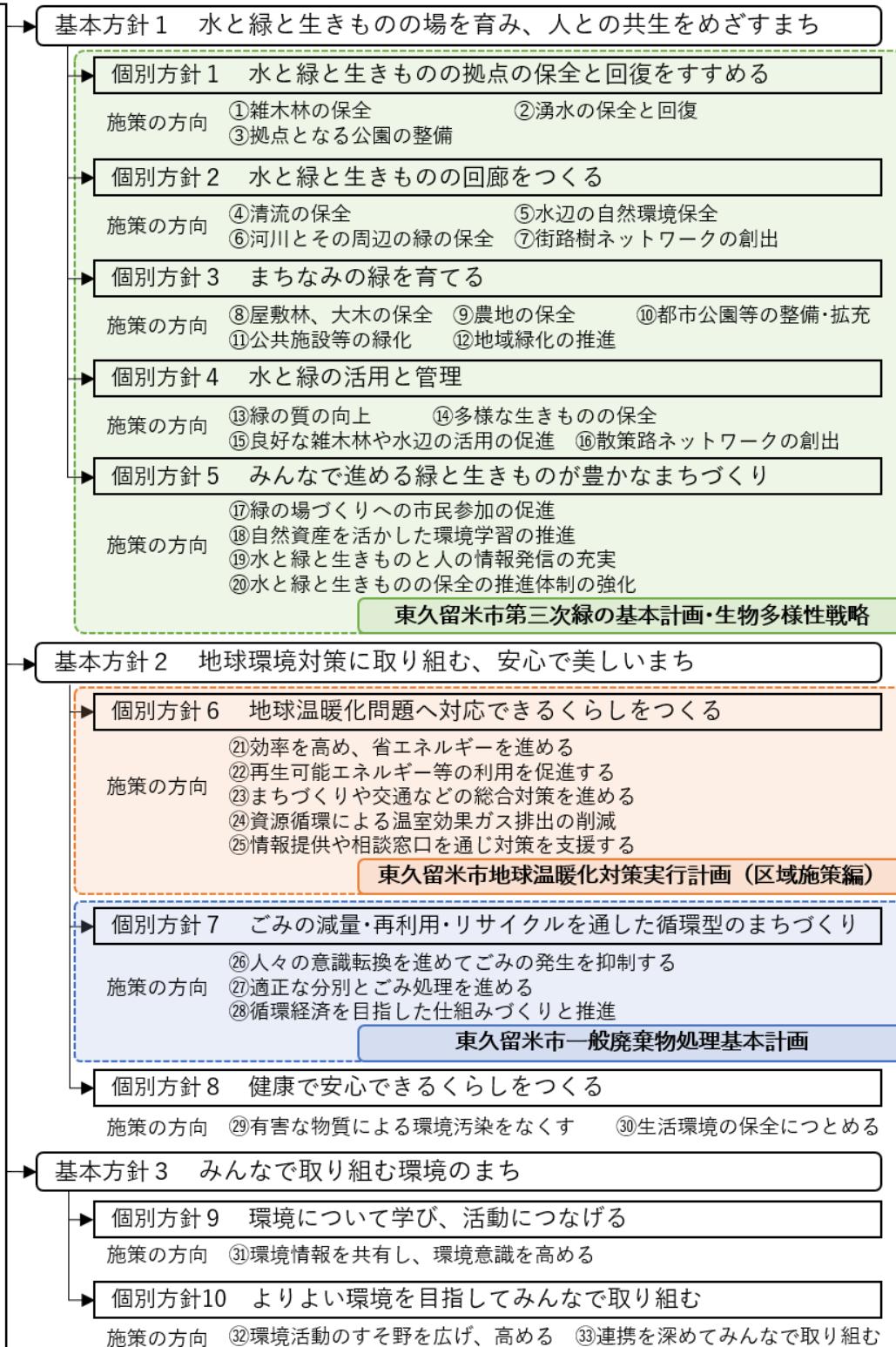
個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

3-3 計画の体系

1 将来の環境像を実現するための基本方針及び個別方針とその中で取り組む施策の方向
 2 を計画の体系として示します。「施策の方向」に基づく具体的な「施策」と「取り組み」
 3 は第4章で示します。

【将来の環境像】 水と緑を育み、地球環境と調和したくらしをみんなで創るまち “東久留米”

【基本方針、個別方針、施策の方向】



1

基本方針1**水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち**

2

個別方針1は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-1 個別方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる

水と緑と生きものの拠点は、まちの緑の中心であり、多様な生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少とこれに伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全と回復のための対策を進めていきます。また、都立六仙公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

10

施策の方向1 雜木林の保全

市や都が管理する市内の雑木林を保全し、生きものの生息・生育空間として育てていきます。また、民有の雑木林や屋敷林も、緑地保全計画に基づく緑の確保や相続税制度への要望を行っていきます。

11
12
13**施策の方向2 湧水の保全と回復**

豊富な湧水は、市内を流れる黒目川や落合川の水源である豊富な湧水と水環境を将来に引き継いでいくために、湧水が現れる仕組みを研究し、必要な施策を実施します。

14
15
16**施策の方向3 拠点となる公園の整備**

滝山公園・白山公園などの大規模公園は、これからも水と緑と生きものの拠点として重要です。また、都立六仙公園は市民のニーズを踏まえ、公園の有効な活用と生きものの生息・生育の場となるよう、東京都とも協力して事業を進めます。

17
18

個別方針2は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-2 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし、清流として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために、生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

施策の方向4 清流の保全

黒目川や落合川の清流は、多様な生きものの生息域であると同時に、市民の憩いの場として広く親しまれています。ごみの不法投棄の防止や生活雑排水等の流入抑制に努めるとともに、水量確保の方策を講じていきます。

施策の方向5 水辺の自然環境保全

河川における治水対策では広域的な対応が必要となり、黒目川と落合川の合流域をはじめとした一級河川では、東京都による河川整備が進められています。自然環境に配慮した工事について、管理者である東京都とも連携して取り組みを進めます。

施策の方向6 河川とその周辺の緑の保全

黒目川と落合川沿川の緑について、広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりと厚みのある緑を創出します。

施策の方向7 街路樹ネットワークの創出

街路樹は都市計画道路など広い幅員のある道路に設置され、「住まいの近くの緑を感じるもの」（市民アンケート調査）としても高く認識されています。

このような街路樹により、市内に緑のネットワークを形成し、生きものが行き交うことができるようしていくとともに、安全性にも配慮した市民に親しまれる歩道づくりを進めていきます。

1

個別方針3は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-3 個別方針3 まちなみの緑を育てる

拠点や回廊とともにまちなみの緑も市内における重要な緑や生きものの生息・生育環境を構成しています。生物多様性に配慮して、公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに、市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。緑を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政が一体となって将来に残す方策を講じていきます。

施策の方向8 屋敷林、大木の保全

武蔵野の原風景を彩るケヤキやクヌギなどの大木について、市の保存樹木にも指定され、市民・行政が一体となってその保全を図っています。こうした古くから残る貴重な樹木も進む宅地化や樹木の剪定などの所有者の負担からその数を減らしています。そのため諸制度を活用し、可能な限りその保全を進めていきます。

施策の方向9 農地の保全

農地は市内の緑の3割以上を占めており、地下水のかん養機能や災害時のオーブンスペース機能、緑の機能を有しています。生産緑地地区再指定など各制度の活用を図り、農業従事者の支援と空き農地の活用につなげていきます。

施策の方向10 都市公園等の整備・拡充

新たな公園整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図るとともに、様々な手法を検討しながら機能性を考慮して配置していきます。また、宅地開発等の規定に基づく、公園や緑の整備においても事業主等と協議を行いながら、特色ある公園づくりを進めます。

施策の方向11 公共施設等の緑化

地域の人々が多く集まる公共施設については、緑化余地のある部分の緑化を推進します。また、多くの市民を巻き込んだ新たな担い手による緑化を推進します。

施策の方向12 地域緑化の推進

土地の開発や集合住宅の建替え時には、開発事業者等と共同で、より良い緑化を推進するとともに、規定以上の緑化が進められるケースの紹介などを通じて意識の醸成を図ります。また、市内全域を緑化重点地区に指定し、地域のまちなみに対応した緑の育成を推進します。

1 個別方針4は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-4 個別方針4 水と緑の活用と管理

2 これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木
3 化が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生
4 息・生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることが求められ
5 ています。水と緑の保全・回復・創出を推進して人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。
6

8 施策の方向 13 緑の質の向上

9 市内の雑木林では木々の高木化や老木化が進み、近年ではナラ枯れも多く見られ
10 ておらず、倒木のリスクが高まっています。また、生態系への影響も懸念されており、
11 適正な管理を行っていきます。公園も施設の老朽化が進んでおり、計画的な再整備
12 を推進します。

13 施策の方向 14 多様な生きものの保全

14 市内には2百種類以上の希少種を始めとする多様な生きものが確認されており、
15 その生息・生育空間としての水と緑の保全を行っていきます。また、外来種の対策も
16 進めています。さらに、生きものの生息・生育状況の調査を市民と行政が協働で実
17 施していきます。

18 施策の方向 15 良好な雑木林や水辺の活用の促進

19 水や緑は生きもののためだけではなく、人々の生活に潤いを与えていきます。多くの
市民がこの豊かな自然環境に触れる機会を増やすように、生きものの生息・生育環境
に配慮した活用を進めていきます。

16 施策の方向 16 散策路ネットワークの創出

17 遊歩道は身近に水や緑を感じることができる生活道路です。また、出水川や揚柳
18 川は一部蓋掛けされた川の上の通路ですが、花壇や緑を確保するなどで充実を図り
19 ます。水と緑と生きものの拠点をつなぐ散策路ネットワークとして多くの市民に紹
介していきます。

1

個別方針5は「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」の内容と整合を図っています。

4-5 個別方針5**みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり**

緑や生きものが豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。今も残る自然を活かし保全するためには、その情報の蓄積と発信が有効で、また広い市民意識の高まりが必要です。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

施策の方向17 緑の場づくりへの市民参加の促進

多くの市民が水と緑と生きものの保全活動や公園づくりに参加するなどの市民の活動を広げていきます。

施策の方向18 自然資産を活かした環境学習の推進

地域の自然の保全と回復には市民一人一人の理解と実践が必要です。様々な環境イベントや市の環境を活かして学ぶ機会を増やしていきます。

施策の方向19 水と緑と生きものと人の情報発信の充実

水と緑といきものの保全・回復には、多くの市民の協力による調査と情報の蓄積、啓発のための発信と共有が重要で、その充実を図ります。

施策の方向20 水と緑と生きものの保全の推進体制の強化

保全計画の推進には市民・事業者・行政の連携や近隣市等との連携が欠かせません。また基金の充実などの資金面でも強化が必要です。

基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

個別方針6は「東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の内容と整合を図っています。

4-6 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、気温の上昇や異常気象をもたらし、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。その危機は深刻化しており、東久留米市でも地球温暖化対策の強化が求められます。東久留米市ゼロカーボンシティ宣言で示されている「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指し、地球温暖化対策効果と経済性の両立を目指した目標と施策を計画し、東久留米市を構成する全ての人々の主体的な行動を促進していきます。

施策の方向21 効率を高め、省エネルギーを進める

エネルギー効率の高い家電製品や施設、設備、建築物への転換、車については、燃費性能の高い車およびゼロエミッション車の導入など、省エネに向けた取組を推進します。

施策の方向22 再生可能エネルギー等の利用を促進する

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置普及に向けた取組の推進や、そのための市民や事業者に向けた補助金や仕組み等の情報発信を行うとともに、再生可能エネルギーによる電力への切り替えを進め、低炭素電源への利用を促進します。

施策の方向23 まちづくりや交通などの総合対策を進める

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の見える化を図り、エネルギー消費やコスト削減につなげます。また、円滑な交通流対策により交通の最適化と利便性の向上を目指します。

施策の方向24 資源循環による温室効果ガス排出の削減

温室効果ガス排出量を削減するために、廃棄物削減に向けた3Rと廃棄物発電によるエネルギーリカバリーを含む再資源化の徹底を推進します。また、ノンフロン機器への転換や適正管理を促進します。

施策の方向25 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

情報提供や相談窓口の設置、地域内での取組事例の共有等により、車・家電・機器の更新、住宅・事業者・工場等の改修・新築のタイミング時における省エネや断熱改修、太陽光発電等の導入を推進します。

コラム② 事業者での脱炭素取り組みについて

市内で製造業を68年ほど行っている従業員6名ほどの小企業です。製造の内容は当然のように大きく変化しています。創業当時は金属プレス加工業でしたが、現在ではワイヤーカット放電加工を中心とした精密微細部品加工をおこなっています。以前は振動、騒音等が発生していましたが、最近では周辺に住宅が多くなり、そのような問題が起こらないような事業への転換を余儀なくされています。

脱炭素の取り組みとしては、東京都の助成金などを活用して、社内で使用しているエアコン等を最新の環境対策機種でエネルギー効率の良い物に交換しています。

同様に数年前より社内の蛍光灯をLED照明に交換して、電気代の節減を行っています。

また、東京都の助成金を活用し、工場の屋根に太陽光発電の設置を考えましたが、最近の工事費や銅などの配線設備の高騰で2年前ごろと比べると2倍以上の金額になってしまい、現状では一時保留としています。いずれペロブスカイト太陽電池などが実用化された頃に、再度考えてみようと思っています。

中小の事業者にとっても、東京都などの助成金が多岐にわたってあるので、それらを活用し、脱炭素に取り組んでいきたいと思います。

1

2

コラム③ 市役所での脱炭素への取り組みについて

市では、災害に備える力を高めるとともに、環境にやさしいまちづくりを進めるため、市役所本庁舎に太陽光パネルを活用した非常用電源システムを整備し、令和5年9月より運用を開始しました。

非常用電源は、平常時には太陽光による発電とEV車両（電気自動車）や蓄電池の電力を本庁舎の電源として活用します。一方、災害時には、平常時に活用していた電力を、本庁舎の災害対策本部の運営に必要な照明や電気機器、外部との連絡に使用する無線機などの運用に使用することで、業務継続に必要となる72時間（3日間）分の電力の確保を可能にしています。

あわせて、市役所1階に太陽光パネルの発電状況の見える化装置を設置しました。モニターでどれくらい電気がつくられているか見ることができ、再生可能エネルギーの活用や脱炭素の取組を身近に感じていただくなっかけとしています。



太陽光パネル



蓄電池



見える化装置のモニター

☞コラム④ 中学生生徒会サミット

「環境問題の視点から将来の東久留米市を考える」といったテーマで中学生サミットを令和6年10月9日（水）に実施しました。中学生サミットの前半は市内7つの各中学校における生徒会本部の1年間の活動を他中学校へ共有し、後半はそれぞれの学校をA～Eの5つのグループに分け、生徒会役員として地域や学校をより良くするためにできることをテーマ別に議論し、お互いに出た意見を発表し、共有し合いました。

【5つのテーマ】

- 平成の名水百選に選ばれている「落合川と南沢湧水群」を守るために、学校で取り組めうこと
- 平成の名水百選に選ばれている「落合川や南沢湧水群」を守るために、市の協力が必要なことがあれば具体的にどんなこと
- 東久留米市の生活環境に関して、安心・安全に生活するために学校で取り組めうこと
- 東久留米市の生活環境に関して、安心・安全に生活するために市の協力が必要なことがあれば具体的にどんなこと
- 自然環境を守るために、学校の取組としてどのようなことができるか。また、市の協力が必要なことがあれば具体的にどんなこと

落合川と南沢湧水群を守るために、学校で名水百選に選ばれていることなどをポスターの作成・掲示やボランティア募集で普及する。



落合川と南沢湧水群周辺にポイ捨てなどが多いために環境を守るために、市にごみ箱の設置をしてほしい。

地域清掃の活動の幅を広げ、さらに自分たちの活動の様子を写真や動画を用いて発信し、地域や学校の行事として気づいてもらいたい。

空家の増加に伴い生活環境が悪化することを防止するため、空家をリフォームして住民が集まれる場所があったらいいと思う。

市には公園を増やして緑を増やしてもらいたい。公園の清掃ボランティアを地域の方と学校が協力して、環境を良くしていきたい。

川が増水したときに備え、危険な場所がわかるような印をつけてあれば、子どもでも気付けることができるし、安心できる。そのことを学校に発信していきたい。

落合川の生態系が分かるようなwebサイトがあったら興味を引くと思う。生きものの実態調査とか市と協力して、やってみたい。

4-7 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり

ごみの発生抑制、減量化、資源化を進め、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を目指します。そのために、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式から、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動、すなわち「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」を目指した仕組みづくりと推進を図ります。

施策の方向 26 人々の意識転換を進めてごみの発生を抑制する

不用物を廃棄物としてとらえるのではなく、再使用、再生利用できる資源として考える意識改革を推進します。この考え方を、市民や事業者に浸透させることで、ごみの減量化、再資源化を推進します。

施策の方向 27 適正な分別とごみ処理を進める

戸別収集に伴う直接指導の実施や、リサイクルできる紙類の周知を強化し、分別の徹底を図ります。また、資源集団回収事業を促進し、新たな分別品目の研究や、資源化等の拡充の検討を行います。

施策の方向 28 循環経済を目指した仕組みづくりと推進

地球にやさしい循環型社会を実現するため、市民・事業者・行政はそれぞれごみを資源として捉える意識を高め、製品や資源としての有効利用を積極的に進めます。

コラム⑤ タイヤ由来のマイクロプラスチック、ご存じですか？

2025年国立環境研究所などの調査により、全国36地点のうち32地点でタイヤ由来のマイクロプラスチック（MPs）が検出されました。

これらは自動車のタイヤが摩耗することで生じ、年間約1.1～2.4万トンのMPsが環境中に流出していると推定されています。特にタイヤ由来粒子は、全体の24～85%を占める主要な汚染源とされています。

これらの粒子は、雨と共に道路から流れ出し、川を通じて海や湖に運ばれ、堆積物として蓄積されます。つまり、私たちの移動や物流の在り方が、川の汚染と直結しているのです。

車は日常生活では欠かせない乗り物です。しかし「使い方」や「選び方」を考える必要があります。エコタイヤを選択することや、急発進・急ブレーキを避ける運転は、摩耗を減らし、MPsの発生を抑えることにつながります。

マイクロプラスチックは目に見えないからこそ見過ごされがちですが、飲料水や食品を介し、私たちの健康影響へつながっていく可能性があります。

エネルギー効率の高い家電製品に買い替えることに加え、今後はエコタイヤへの交換も視野に入れてみてはいかがでしょうか？

4-8 個別方針8 健康で安心できるくらしをつくる

市民の快適で安心できる生活環境を維持していくためには、環境からの汚染や様々な不快な干渉を減らす必要があります。これまで様々な規制によって公害の防止が図られてきました。近年、新しい化学物質が毎年数多く登場することから、そのリスク管理は規制とともに事業者の自律的な管理が求められています。行政は、これまでの公害防止に加えてリスク管理の視点をもって市民や事業者の啓発に努め、また予防的な対応を図る必要があります。事業者や市民は有害と思われる排出物や不快な騒音などを減らす努力を行います。

施策の方向 29 有害な物質による環境汚染をなくす

事業者・市民は環境に排出される大気汚染物質や水質汚染の元となる有害な物質を減らして環境の保全に務めます。行政は国や都、広域自治体と連携して有害が疑われる物質の把握に努めて事業者や市民に情報の提供を行い、リスクを減らすよう務めます。

施策1 事業所や自動車等からの大気汚染を防ぐ

大気汚染を防ぐため、汚染物質の排出基準を守るとともに、行政は必要に応じ、立ち入検査など排出抑制対策に努めます。また市民・事業者・行政は、低排出ガス車を積極的に導入します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|---------------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●大気汚染物質の排出基準を守る。 | | ◎ | ◎ |
| ●焼却時のダイオキシン類対策の適正管理を行う。 | | ◎ | ◎ |
| ●ゼロ・エミッション車（ZEV）など低排出ガス車の導入を進める | ◎ | ◎ | ◎ |

解説：各主体の役割の表記（◎ ○）について

- ▶各主体とは東久留米市の環境活動を担う市民・事業者・行政のことを指しています。
- ▶本計画の実施にあたっては、それぞれが自主的にまた積極的に取り組みを進めるとともに3者の連携と協力が重要です。
- ▶この計画ではそれを踏まえて、計画を進める上で果たす役割を、「取り組み」の実施に活動や推進、啓発や予算等に責任を持つ主体を「中心的に取り組む」として◎、また取り組みの中核的主体と連携して支援または協力する主体を「ともに取り組む」として○で表しました。
(なお、空欄となっている場合でも、必ずしも取り組みを行わないものではありません)

1
2
3
4**施策2 事業所や農地、家庭等からの土壤や地下水の汚染を防ぐ**

土壤や河川、地下水の有害な物質による汚染を防ぐために、事業者は化学物質や油脂類、また農薬や化学肥料などの適正管理を行うとともに、市民は雑排水に含まれる汚染物質の低減に努めます。行政は適切な情報の提供と対応を行います。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|--|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●化学物質等を適正に管理する。 | | ◎ | ◎ |
| ●農薬や化学肥料を適正に使用する。 | ○ | ◎ | ◎ |
| ●排水処理の適正な管理を行う。 | | ◎ | ◎ |
| ●雑排水に含まれる汚れをできるだけ取り除くとともに、汚れた水を川に流さない。 | ◎ | ◎ | ◎ |

施策3 化学物質について適切な情報を提供する

化学物質は製品として流通・消費される過程のなかで環境中に排出されたり、人の体内に取り込まれたりすることがあるため、規制とともに事業者には化学物質の自律的管理による労働災害の防止が求められています。事業者・行政は市民に対して化学物質に関する情報を公表するほか、リスクについての適切な理解を促進します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|----------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●化学物質に関する情報を収集し、公表する。 | | ◎ | ◎ |
| ●化学物質についてのリスクを正しく理解する。 | ○ | ◎ | ◎ |
| ●リスクコミュニケーションの体制を整備し、推進する。 | | ◎ | ◎ |

施策4 公害を抑止する活動を進める

公害の防止には、事業者が環境規制の適合性を評価する継続的な監視と対策を自主的に行うとともに、行政は国や都と連携して大気中の汚染ガスや騒音などの広域な監視を行います。また、公害発生時の対応を迅速に行い、被害の拡大を防止します。

そのほか、未然に防止するため、公害に関する情報の提供を行い、市民・事業者の意識を高めます。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|----------------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●各種公害の監視を行う。 | ○ | ◎ | ◎ |
| ●都や近隣市と連携して環境調査を継続的に実施・公表する。 | | ○ | ◎ |
| ●新たな公害の情報を収集し、公表する。 | ○ | ◎ | ◎ |
| ●都や近隣市と連携して公害に対する改善対策を行う。 | | ◎ | ◎ |
| ●公害に関する情報提供を行い、市民・事業者の意識啓発につなげる。 | ○ | ○ | ◎ |

施策の方向 30 生活環境の保全につとめる

日常の生活や事業活動が快適な生活環境を損なうなど近隣の迷惑になることを防止するため、市民・事業者は自主的に周辺への配慮に努めます。

施策1 事業所や工場、施設等からの騒音・振動・悪臭の発生を抑制する

騒音・振動・悪臭の発生を防ぐため、事業者は規制基準を遵守し、また、日々の事業活動において周辺への配慮に努めるとともに、行政は指導・監督を徹底します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|-----------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●騒音・振動の規制基準を守る。 | | ◎ | ◎ |
| ●建設工事、飲食店などの騒音・振動・悪臭対策に努める。 | | ◎ | ◎ |

施策2 生活環境を保全し改善を進める

快適な生活環境を守るため、市民・事業者は日々の暮らしや事業活動において、生活環境に悪影響を与える行為・活動を抑制するとともに、行政は意識啓発のほか問題が生じた場合には積極的に関与し、改善に努めます。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|---------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●野焼きの原則禁止を守る。 | ◎ | ◎ | ○ |
| ●生活での騒音や臭気の発生などに注意する。 | ◎ | | ○ |
| ●ペットなど動物はルールを守った適正な飼育を行う。 | ◎ | ◎* | ○ |
| ●空き地、空き家の適正な管理を行う。 | ◎ | ◎ | ○ |

*主にペットショップやブリーダー等の動物取扱業者を指します。

1

2
3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

1 ナンバーコラム⑥ その野焼き、ちょっと待って！ 2 ~ダイオキシン類を発生させないために~ 3

4 寒い時期になると野焼き（屋外焼却）の通報が当課に多く寄せられます。野焼きは法律で原
5 則禁止されている行為であることをご存じでしょうか？

6 廃棄物（ごみ等）を屋外で焼却することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則
7 禁止されています。また法律に適合しない焼却炉等を使用しての焼却も同様です。

8 なぜ野焼きがいけないのか。それは焼却温度が低いため燃やすもの（特に塩素系を含むプラ
9 スチック類や水分を多く含む生ごみなど）によってダイオキシン類を発生させ、人の健康や自
10 然環境に深刻な悪影響を与える可能性が高いからです。ダイオキシン類を分解するためには
11 800℃以上の高温で焼却しなければなりません。

12 ダイオキシン類は「史上最悪の猛毒」とも称されることがあり、非常に毒性が強いことで知
13 られています。たとえ微量であっても一度環境中に放出されると分解されにくく、煙と一緒に
14 空気中に放出されたダイオキシン類は、土壤や河川に降り注ぎ、食べ物を通じて私たちの健康
15 に被害をもたらす恐れがあるのです。

16 例外として認められる野焼き（例えば農業や林業等を営むためやむを得ない焼却、神社のお
17 焚き上げなど）もありますが、煙の臭いが原因で近隣の方々とトラブルになるケースも少なく
ありません。

「燃やしてしまえば無くなるごみ」ですが、ダイオキシン類などの有害物質は環境中に残留
し、わたしたちの暮らしに戻ってきます。ダイオキシン類という目に見えない脅威から地域を
守るため、ごみの適正処理にご協力をお願いいたします。

基本方針3 みんなで取り組む環境のまち

1

4-9 個別方針9 環境について学び、活動につなげる

環境に関する情報やイベント等を通じて、学校や職場、地域社会の人たちと本市の水と緑に象徴される豊かな環境資産を共有し、環境意識を高められるように市民・事業者・行政で連携を図りながら、環境について学べる活動につなげていきます。また行政は活動を支援するとともに、市民・事業者は講師の派遣などに協力します。

施策の方向 31 環境情報を共有し、環境意識を高める

市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、環境情報や活動を共有し、連携と相互理解を深めます。

施策1 環境情報を発信し共有する

市民・事業者・行政が連携・協力して環境活動に取り組むため、それぞれの主体の間でお互いが持っている情報を共有するとともに、行政は図書館など地域の学習拠点において、環境に関する資料を充実します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|-------------------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●地球環境問題や市の環境に関する情報などを整理して分かりやすく伝える。 | ○ | ○ | ◎ |
| ●市民・事業者の環境活動を把握し、広く紹介する。 | ○ | ○ | ◎ |
| ●市立図書館、学校図書館では、環境に関する資料の紹介と充実を図る。 | | | ◎ |

施策2 環境年次報告書を通じて環境活動の向上を図る

環境基本計画に基づいて市民・事業者・行政が効果的に各種活動を展開する上では、計画の進捗評価が必要なため、行政は市民・事業者の協力のもと環境年次報告書「かんきょう東久留米」を毎年発行し、各主体が内容を共有した上で環境活動を進めます。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|---|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●環境年次報告書として「かんきょう東久留米」を作成し、環境基本計画の進捗評価を行い、その結果を広く伝える。 | ○ | ○ | ◎ |
| ●進捗評価に基づき、環境活動をさらに進める。 | ◎ | ◎ | ◎ |

20

4-10 個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む

地球温暖化や地域の環境対策は市民・事業者・行政が連携を深めて目標に向かって取り組んでいく必要があります。そのためには多くの市民や事業者の参画が不可欠で、協働による仕組みや情報の支援が必要です。行政はDX（デジタルトランスフォーメーション）による新たな双方向コミュニケーションを検討・推進するなど市民や事業者の取り組みをサポートします。

施策の方向 32 環境活動のすそ野を広げ、高める

市民や事業者の環境活動のすそ野を広げていくため、市民・事業者は積極的に活動を担う人材の発掘、育成を行うとともに、行政は市民、事業者の取り組みを支援します。

また、市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、行政は市民活動に対する支援を行うとともに、市民・事業者・行政は連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動を盛んにします。

施策1 環境活動に取り組む人を増やす

市民・事業者・行政の連携による環境活動を活発にしていくためには、活動の担い手を増やしていくことが必要なため、市民・事業者は積極的に活動を担う人材の発掘、育成を行うとともに、行政は市民、事業者の取り組みを支援します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|---------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●環境学習・環境教育の担い手となる人材を育成する。 | ◎ | ◎ | ◎ |
| ●市民活動の担い手となる環境リーダーを養成する。 | ◎ | | ○ |
| ●環境活動にボランティアとして積極的に参加する。 | ◎ | ◎ | ◎ |
| ●多様な世代が参加しやすい仕組みをつくる。 | ◎ | ◎ | ◎ |

施策2 市民活動を支援する

市民や事業者の環境活動の受け皿となる市民活動を活発にするため、市民活動に対する支援を行うとともに、市民・事業者・行政は連携して環境基本計画の推進組織である市民環境会議の活動を盛んにします。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|-----------------------------------|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●地域で活動する団体等、市民や事業者の自主的な環境活動を支援する。 | ○ | ◎ | ◎ |
| ●市民環境会議の参加者を増やし、連携を密にし、活動を盛んにする。 | ◎ | ○ | ◎ |

第4章 個別方針と取り組みの概要

施策3 新しいコミュニケーションツールを通じて理解を深める

SNSなどのデジタルツールを活用し、わかりやすくタイムリーな環境情報を発信するとともに、地域での対話の場や参加型ワークショップなどを通じて、多様な主体によるコミュニケーションを促進します。情報提供に加え、意見やアイデアを広く募る仕組みを整え、環境施策への主体的な参加を促します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|---|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●SNSなどを活用し、環境情報や市民の自発的な取組などを発信して、環境への意識を醸成する。 | ◎ | ◎ | ◎ |
| ●市民・事業者が環境施策に参加して、意見を発信できるような仕組みを整備し、推進する。 | ◎ | ◎ | ◎ |

施策の方向 33 連携を深めてみんなで取り組む

市民・事業者の積極的な参加・連携による環境活動を展開していくため、協働による環境活動の仕組みを作るとともに、市域を越えた環境課題に対応するため、広域連携による取り組みを進めます。

施策1 協働体制の仕組みを作り、促進する

市民・事業者・行政の協働体制を強化するため、それぞれの役割分担を明確にした推進体制を作るとともに、行政は市民・事業者との連携・協力のもと活動を担う人材や団体に関する情報を蓄積し各主体で共有します。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|--|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●市民・事業者・行政が協働で東久留米市の環境に取り組む仕組みや推進体制をつくる。 | ◎ | ◎ | ◎ |
| ●環境教育を担える人材のデータベース化を進め講師派遣に活用する。 | ◎ | ◎ | ◎ |

施策2 都・近隣市との連携を進める

水循環をはじめとして広域的な環境課題に対応していくため、行政・事業者は都や近隣市との連携を進めるとともに、市民も近隣市の市民活動団体同士で連携・交流するなど東久留米市の枠を超えた市民活動に取り組みます。

| 取り組み | 各主体の役割 | | |
|---|--------|-----|----|
| | 市民 | 事業者 | 行政 |
| ●多摩六都をはじめ近隣市との積極的な交流を通じて、広域連携が必要な環境課題に取り組む。 | ◎ | ◎ | ◎ |

第5章 今後期間内に強化する主な施策

第5章 今後期間内に強化する主な施策

5-1 地球環境にやさしいまちづくりとエネルギーの地産地消の検討

2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見を収集しながら、地域特性を生かした地球環境にやさしいまちづくりについて、公共施設や廃棄物処理施設を中心として検討を行います。

また、地域で生み出される再生可能エネルギー・電気自動車・蓄電池などの地域資源を有効活用し、電力の需給バランスを踏まえた将来的な地産地消の可能性について検討します。

5-2 ネイチャーポジティブの推進

民間の自主的な取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山、都市の緑地等）について、「自然共生サイト」としての認定を進め、地域の自然資本の保全と、地域の活性化を推進します。

国や東京都、事業者と連携し、生物多様性・自然資本と関連する事業活動における情報開示等を推進し、ネイチャーポジティブを実現する持続可能な経済活動の実現を図ります。

5-3 みどりの基金の有効活用

まとまった雑木林を将来に残すために、保全すべき価値の高い場所の調査及び検討を進めながら、公有地化に向けた取組を推進します。公有地化をはじめ、緑地を担保するために必要となる費用に加え、緑地が有する機能を維持・増進する費用等について、みどりの基金を有効活用しながら、市内の貴重な緑地を保全していきます。

5-4 新たなコミュニケーションツールを活用した協働の推進と運営

市政情報を得る手段として「市の広報紙」が約7割（東久留米市令和7年度市民アンケート調査）を占めていますが、デジタル技術を活用することで、情報共有・コミュニケーションを充実させ、地域活動の持続可能性の向上や地域を支える主体間の連携を深める効果が期待できます。そのため、東久留米市コミュニティサイト（くるくるチャンネル）等、これまで活用しているコンテンツに加え、SNSなどの新たなコミュニケーションツールを積極的に活用しながら、市民・市民団体・事業者・行政間の繋がりの構築や、市民の積極的な活動団体への参加の促進に向けて検討を進めます。

第6章 計画の推進

6-1 推進体制

「将来の環境像」の実現に向けて、この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。

この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、各主体の役割分担のもとで、この計画の実効性を確保します。また、広域的な視点が必要な取り組み、技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みは、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

東久留米市長

東久留米市長は、環境基本計画を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聞くための諮問を行います。また、計画の内容を議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から環境基本計画に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。また、環境審議会は、環境基本計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、環境基本計画の実現に向けた市民・事業者・行政の協働による取り組みの実施・推進組織であり、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

東久留米市庁内環境委員会

東久留米市庁内環境委員会は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織であり、環境基本計画の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行なながら、環境基本計画の進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

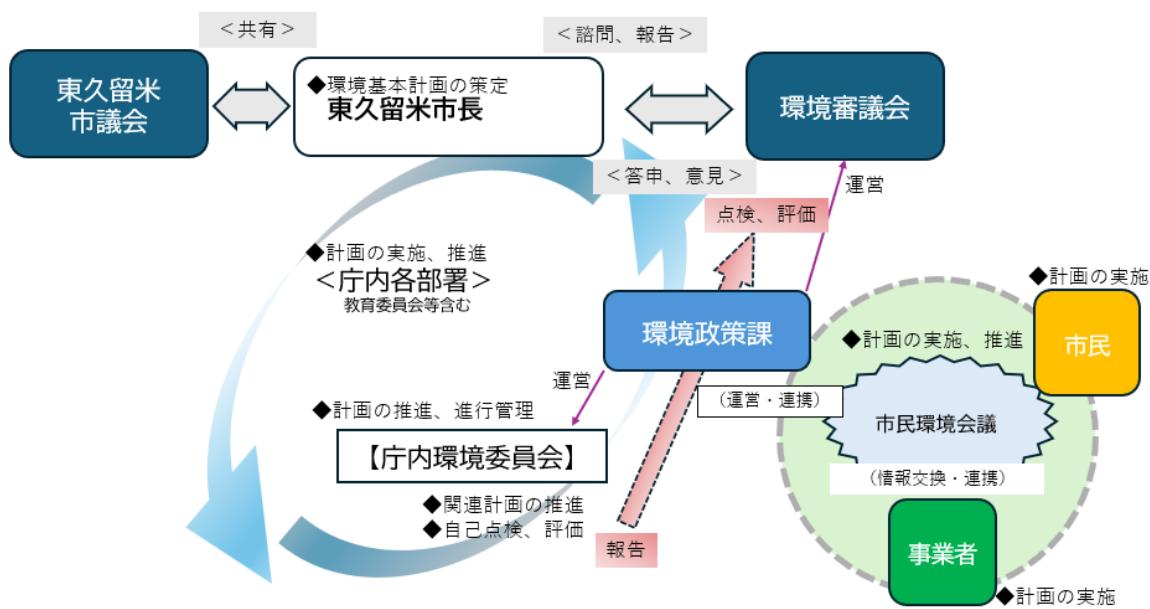
庁内各部署

庁内の各部署は、環境基本計画に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市庁内環境委員会にその結果を報告します。

環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、庁内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、環境基本計画を推進します。

1 ■ 東久留米市環境基本計画の推進体制

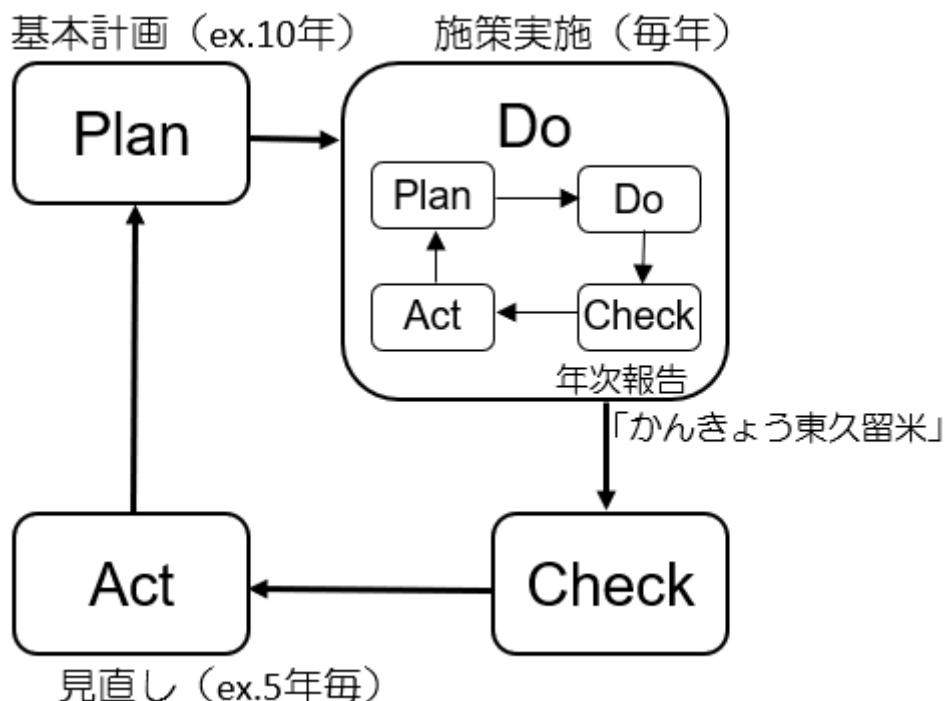
2
3
4
5

6-2 進行管理

進行管理の基本的な流れ

この計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入します。

進行管理の仕組みは、P (Plan: 計画) → D (Do: 実践) → C (Check: 点検・評価) → A (Act: 見直し) といった「PDCAサイクル」を基本とします。



PDCAの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、今後の社会情勢の変化や環境に関する知見の向上等に対応するため、適宜、計画全体の見直しを継続します。

具体的には、庁内環境委員会は前年度の施策・事業の実績を年度の前半にとりまとめて、目標に対する点検・評価を行い、実行計画を見直します。それを基に環境審議会が点検・評価、及び必要に応じ見直し等を意見し、年度末に「かんきょう東久留米」で、その結果を公表します。

6-3 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、「かんきょう東久留米」において環境の側面からの点検評価を行います。

下記の個別方針ごとの点検評価項目（代表指標）に加え、各計画における個別方針ごとの施策の取り組み状況を毎年度点検します。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価します。

| 方針 | 点検評価項目（代表指標） |
|--|--|
| 基本方針1 水と緑と生きものの場を育み、人との共生をめざすまち | |
| 個別方針1 水と緑と生きものの拠点の保全と回復をすすめる | <ul style="list-style-type: none">● 緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積 |
| 個別方針2 水と緑と生きものの回廊をつくる | <ul style="list-style-type: none">● 河川環境基準項目測定値 |
| 個別方針3 まちなみの緑を育てる | <ul style="list-style-type: none">● 保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数● 生産緑地地区の面積 |
| 個別方針4 水と緑の活用と管理 | <ul style="list-style-type: none">● 生きものモニタリング結果<ul style="list-style-type: none">・市民観察種（毎年調査）の確認状況・代表種（毎年調査）の確認状況・代表種（5年に1回程度調査）の確認状況● 特定外来生物把握数 |
| 個別方針5 みんなで進める緑と生きものが豊かなまちづくり | <ul style="list-style-type: none">● 環境イベント開催数● 環境イベント参加者数 |
| 基本方針2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち | |
| 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしづくる | <ul style="list-style-type: none">● 温室効果ガス排出削減率● エネルギー消費量● 電力消費量 |
| 個別方針7 ごみの減量・再利用・リサイクルを通した循環型のまちづくり | <ul style="list-style-type: none">● ごみ排出量（家庭ごみ原単位（g/人・日））● リサイクル率 |
| 個別方針8 健康で安心できるくらしづくる | <ul style="list-style-type: none">● 一般環境大気測定期局データ● 地下水有機塩素化合物調査結果● 道路交通騒音振動調査結果 |
| 基本方針3 みんなで取り組む環境のまち | |
| 個別方針9 環境について学び、活動につなげる | <ul style="list-style-type: none">● 東久留米市の良さ（水と緑）を知っている市民の割合● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合 |
| 個別方針10 よりよい環境を目指してみんなで取り組む | <ul style="list-style-type: none">● 学校での環境学習の実施状況● 環境関連団体の登録者数● 緑の育成・保全活動への参加した市民の割合● 水辺や湧水にふれあう活動に参加した市民の割合● 環境の保全に気をつけている市民の割合 |

別 冊

東久留米市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

第1章 計画の策定にあたって

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策

第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組

第6章 計画の推進と評価

別冊 目次

東久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 41 |
| 1-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について | 41 |
| 1-2 計画の位置づけ | 41 |
| 1-3 計画の期間 | 42 |
| 1-4 計画の対象とする温室効果ガス | 42 |
| 第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策 | 43 |
| 2-1 地球温暖化とその原因 | 43 |
| 2-2 地球温暖化の影響と対策 | 47 |
| 第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状 | 49 |
| 3-1 市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状 | 49 |
| 第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標 | 51 |
| 4-1 目指すべき将来像 | 51 |
| 4-2 温室効果ガス削減目標 | 52 |
| 第5章 温室効果ガス削減等に向けた取組 | 56 |
| 5-1 環境基本計画における個別方針と施策 | 56 |
| 5-2 環境基本計画における個別方針と施策の方向、及び施策 | 57 |
| 施策の方向 21 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる | 57 |
| 施策の方向 22 再生可能エネルギー等の利用を促進する | 65 |
| 施策の方向 23 まちづくりや交通などの総合対策を進める | 68 |
| 施策の方向 24 資源循環による温室効果ガス排出の削減 | 70 |
| 施策の方向 25 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する | 72 |
| 第6章 計画の推進と評価 | 73 |
| 6-1 推進体制と進行管理 | 73 |
| 6-2 点検・評価 | 75 |
| 参考資料 | 77 |
| 1 東久留米市の温室効果ガス削減目標の設定について | 77 |

第1章 計画の策定にあたって

1

1-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

近年、地球温暖化の進行による気候変動は、私たちの生活に大きな影響を与えています。集中豪雨や大型台風、記録的な猛暑等の気象災害、熱中症等の健康被害、陸上や海の生態系の変化等、世界的に深刻な影響を引き起こしております、国や地域を超えた地球温暖化対策に関する動きが加速しています。

2015年、第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられました。

2020年10月、日本においては、2050年までに温室効果ガス（GHG）の排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表されました。また、2025年2月に決定された地球温暖化対策計画では、「2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減すること」を目指すこととしています。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）において、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（地方公共団体実行計画「区域施策編」）を策定することが義務付けられており、その他の市町村についても、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められています。

本市では、豊かな環境を次世代につなげていくとして、環境基本計画やゼロカーボンシティ宣言などで地球環境問題への取り組みを進めてきました。こうした様々な動向を踏まえ、第三次環境基本計画の策定に併せて、東久留米市全体の温室効果ガス削減目標と、市を構成する市民・事業者・行政が取り組む施策を示す「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を新たに策定します。

27

1-2 計画の位置づけ

本計画は、東久留米市環境基本計画の基本方針2の個別方針6に基づく地球温暖化対策を一体的に推進する実行計画です。なお、本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第4項に基づく計画として位置づけられます。

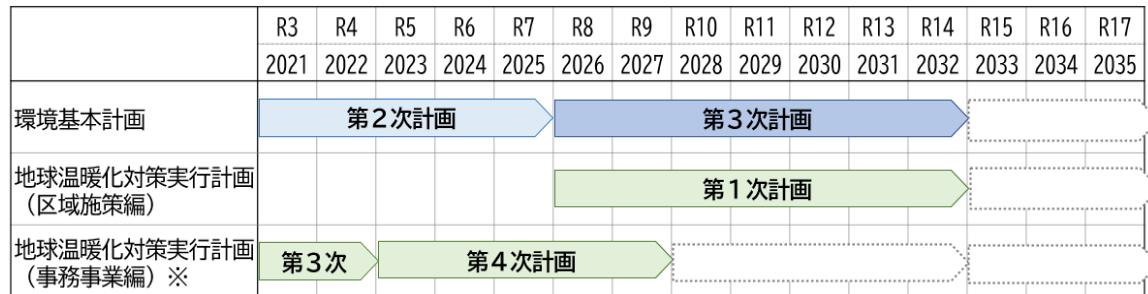
31

1-3 計画の期間

本計画は、「東久留米市第三次環境基本計画」に内包されることから、計画期間は2026（令和8）年度から2032（令和14）年度までの7年間とします。

なお、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■ 計画の期間



※地球温暖化対策実行計画（事務事業編）との一体的な検討・策定については、今後の改定時期等にあわせて進めることを検討します。

1-4 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条に定められた温室効果ガスのうち、CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）及びHFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の4種類のガスとします（表1）。なお、PFCs（パーフルオロカーボン類）、SF₆（六フッ化硫黄）及びNF₃（三フッ化窒素）については、ほかのガスと比較して国内全体における排出量が微量であり、市域における排出がほとんどないと見込まれることから、本計画においては取り扱わないこととします。

表1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた温室効果ガス一覧

| 種類 | 主な用途・発生源 | 地球温暖化係数 ^{注)} |
|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | 化石燃料の燃焼など | 1 |
| メタン (CH ₄) | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど | 28 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 化石燃料の燃焼、工業プロセスなど | 265 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | エアコンや冷蔵庫などの冷媒、スプレー、断熱材、化学物質の製造プロセスなど | 1,300 (HFC134a) |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs) | 半導体・液晶の製造プロセスなど | 6,630 (PFC14) |
| 六フッ化硫黄 (SF ₆) | 電気の絶縁体、半導体・液晶の製造プロセスなど | 23,500 |
| 三フッ化窒素 (NF ₃) | 半導体・液晶の製造プロセスなど | 16,100 |

注) 温室効果ガスの温暖化に及ぼす影響を、CO₂を1としてCO₂に対する比率で示した係数です。国内で使用されている係数は、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の2007年の報告書で示されたものです。2021年の報告ではフロン類などで引き上げられ、また、2024年の報告でも、科学的知見に基づき、全体的に見直しが行われました。

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策

1

2-1 地球温暖化とその原因

2

世界的な気温上昇傾向と気候変化が加速し、生態系への影響やリスクが高まっている。

日本全国で「猛暑日（最高気温が35℃以上の日）」日数が増え、それ自体が珍しくなくなるどころか（図1）、観測史上最も暑い夏や春、そして観測史上最大豪雨の更新が進んでいます。2023年、全世界が著しい気温上昇に見舞われ、この傾向は24年にも続き、25年も非常に熱い夏を迎えていました（図2）。このような地球温暖化は、自然や地球上の生物に深刻な影響を与えています。我々人間にとっても、熱中症や豪雨災害および気象災害による直接的な命のリスクだけではなく、気候の変化により、これまでのように農業・漁業生産や収穫量が確保できない、などの食料供給のリスクも高まっています。

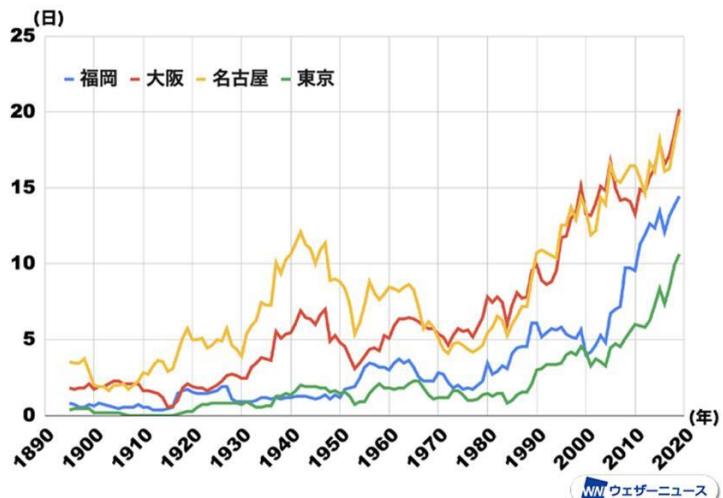


図1 猛暑日日数の推移 (11年移動平均)

出典：ウェザーニュースホームページ

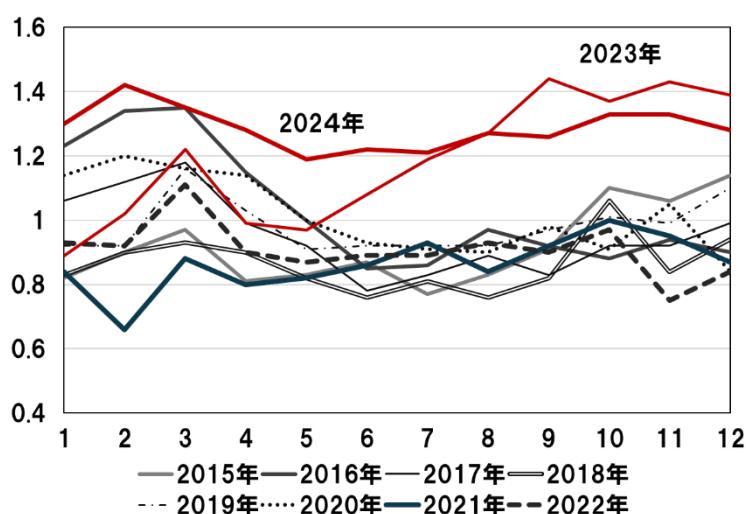


図2 2023-2024年の夏の世界的な異常高温

出典：NOAAデータより堀尾正鞠氏（東京農工大学名誉教授）作成

11
12
13
14

15
16
17

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策

世界的な気温上昇や気候変化の原因は人為的な温室効果ガス濃度が高まつたことによる「地球温暖化」。

1 地球は大気に覆われており、大気中には温室効果のあるガス（水蒸気や二酸化炭素（C
2 O_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）など）が含まれています。地球は、大気
3 中の温室効果ガスのおかげで、太陽から降り注ぐ日射のエネルギーを全て反射し再び放
4 出すことなく、一部が温室効果ガスにより吸収されて地表をあたため、平均気温 14°C
5 と、生物が生息できる環境が保たれてきました。もし大気中に水蒸気や温室効果ガスが
6 なかつたら、地球の表面の平均温度は約 -19°C になるそうです（図3）。そのため、地球
7 の温度は、約1万年前から、ほぼこの温度に保たれてきました。しかし、18世紀の産業
8 革命以降、大気中の温室効果ガスが増加してきています（図4）。特にそのうち影響が大
9 きいのは、 CO_2 の濃度上昇で、近年我々がたくさん使うようになった化石燃料（石炭、
10 石油、天然ガス）の消費によるもので、これら人為的な温室効果ガスの増加が気候変動を
11 もたらしている原因とされています。
12

温室効果ガス濃度が増加すると、地球の表面があたためられやすくなる。

1 温室効果ガスが増加すると、なぜ地球温暖化や気候の変化につながるのでしょうか。
2 それを理解するには、「太陽から地球に入ってくる熱」と「地球から宇宙に出ていく熱」
3 の差、すなわち熱収支を理解する必要があります。地表の熱は、ほとんど太陽からの熱エ
4 ネルギー（太陽放射）によりもたらされます。太陽から地球に入ってきたエネルギーは、
5 地表面に吸収されて熱に変わります。そして、温められた地表面からの熱が赤外線（熱を
6 伝える電磁波）として放出されます。大気中の温室効果ガスは、この地表からの赤外線を
7 吸収する性質をもっています。そのため、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなると、よ
8 り多くの熱を吸収することができるようになります。また、温室効果ガスに吸収され
9 た熱は、再び赤外線として放出され、その一部は地表面に向かって戻ります。温室効果ガ
10 スの濃度が高くなると、より多くの熱が吸収され、放出された赤外線は地表面に向かっ
11 て戻るので、その熱が地表面をあたため、地表面温度が上昇することになるのです（図
12 3、図4）。

地球の熱収支は、地球をあたため続ける傾向にある。

1 このように今、温室効果ガスの濃度が高まることにより、地球の熱収支を計算すると、
2 地球に入り残る熱、すなわち地球をあたため続ける熱の量が多くなってきていることが
3 観測されています。

地球の表面温度が上昇し、気象現象への影響が進んでいる。

1 地球の表面温度が上昇することは、すべての気象現象にも影響してきます。そのため、
2 世界で異常気象や気象災害が多く発生するようになっています（図5）。地球温暖化に伴
3 う気象現象への影響は「気候変動」と呼ばれていますが、今や地球温暖化を抑えるための
4 重大な岐路に立っているという危機感から、国連事務総長は2019年に「気候非常事態
5 （climate emergency）との競争だ」と警鐘をならして各国に対策の加速を促しました。
6

地球の温室効果

WEATHERNEWS

温室効果が
なかったら…



-19°C (世界の地表の平均温度)

温室効果が
あるので…



14°C

温室効果が
強まると…



14°C以上

図3 地球の温室効果と地球温暖化

出典：ウェザーニュースホームページ

1
2
3
4

5

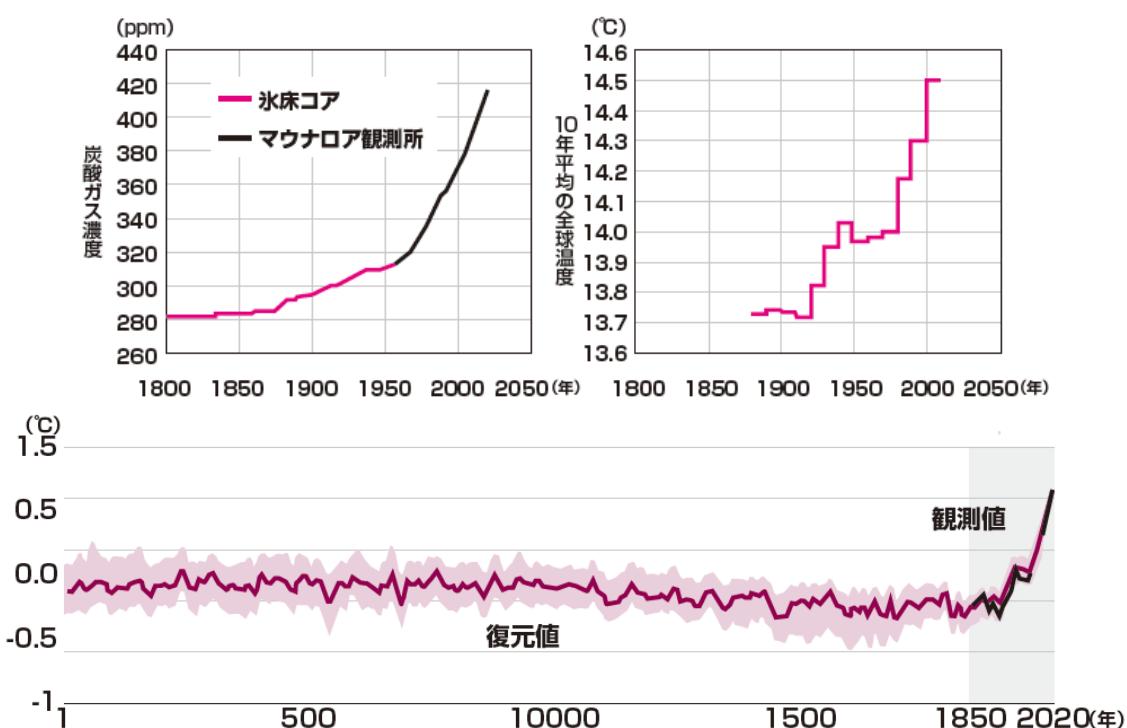


図4 二酸化炭素濃度と地球表面温度の推移

(上図：観測値、下図：西暦1年からの世界平均気温の変化)

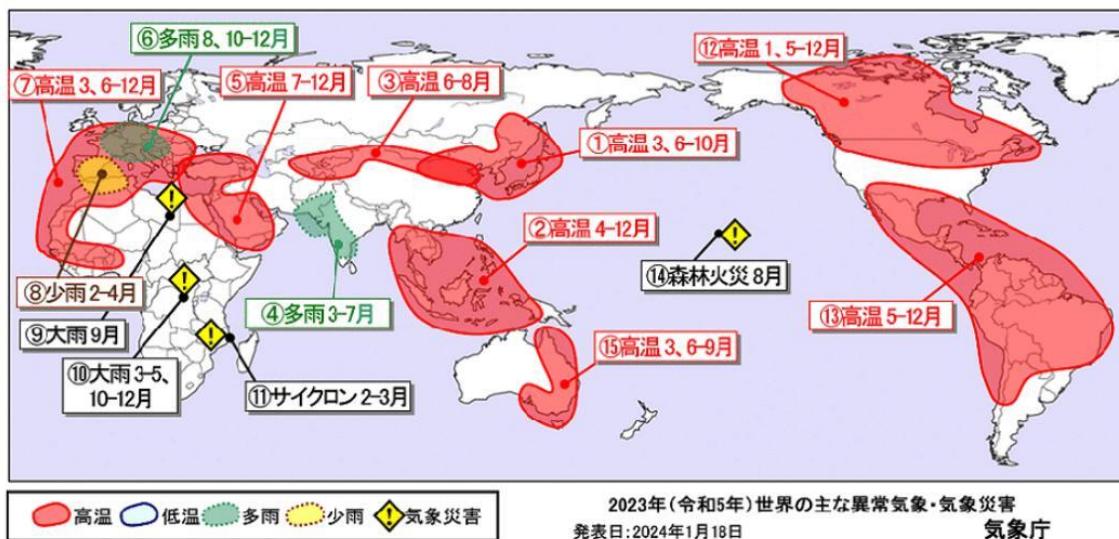
6
7

8 出典：江守正多(2023)「地球温暖化とは」（共生エネルギー社会実装研究所『脱炭素の論点 2025-2026』旬報社）
9 注) 西暦2年からの世界平均気温の変化は、1850-1900年の平均を基準とした変化。過去は氷床の
10 データにもとづく復元値。近年（1850年以降）については直接観測値。
11
12
13
14
15
16

元出典：IPCC WG1 AR6 政策決定者向要約
(https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/figures/IPCC_AR6_WGI_SPM_Figure_1.png)

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策

1



2

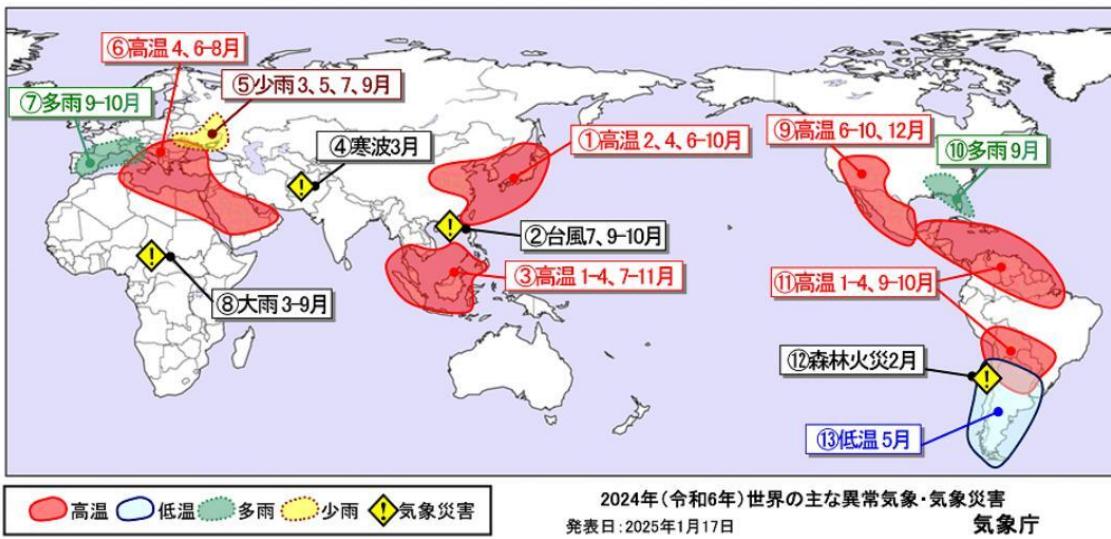


図5 2023年（上）、2024年（下）の世界の主な異常気象・気象灾害

出典：気象庁ホームページ

https://www.data.jma.go.jp/cpd/monitor/annual/annual_2024.html3
4
5
6
7
8

2-2 地球温暖化の影響と対策

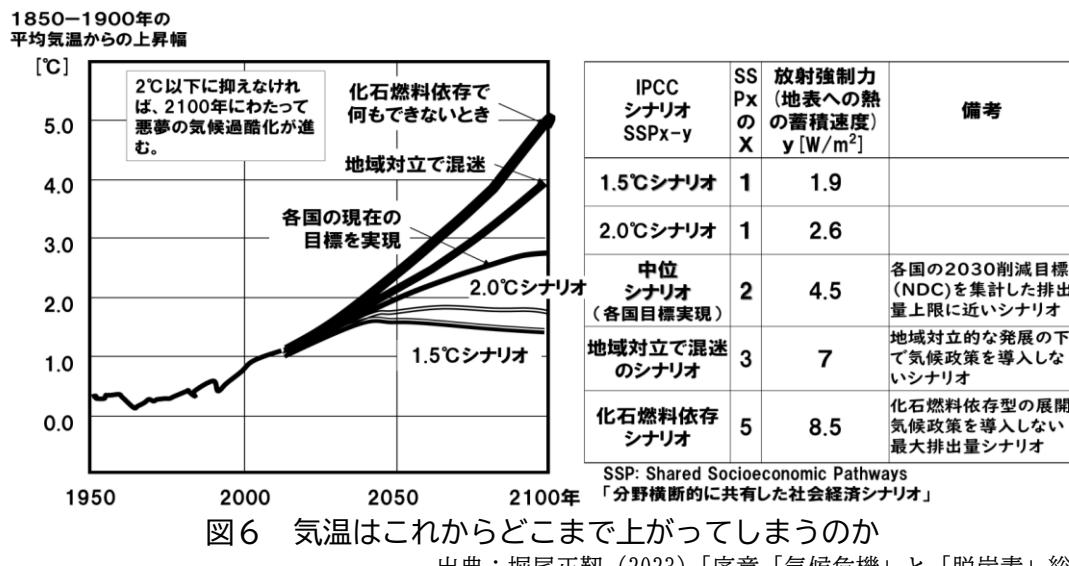
国際的に地球温暖化の懸念と対策への知見を高め、対策目標も更新されてきた。

化石燃料消費による二酸化炭素など、大気中の温室効果ガスの増加がもたらす地球温暖化と気候変動の深刻な影響については、科学的には古くから予見されていました。世界的な環境問題への危機意識の高まりのなかで、1988年には気候変動問題にかかる科学的、技術的、社会経済的な知見の評価を行い報告書として発表する組織であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が、WMO（世界気象機関）とUNEP（国連環境計画）により設立されました。

IPCCは独自の研究を行うのではなく、世界中の専門家が発表した学術論文等の科学的知見にもとづいて評価を行います。これまでに6回の報告書を提出していますが、その6回目の報告書である、2021年のIPCC第1作業部会の報告『気候変動 - 自然科学的根拠』で、地球温暖化の「人為要因は疑う余地はない」と結論付けました。また、その評価報告書には、科学的な将来の影響評価と予測も含まれます。気候変動は人類が経験したことのない問題であり、対策を考えるうえで、その影響評価や予測が不可欠だからです。IPCC報告書がとりまとめた地球温暖化の状況とその影響の深刻さと、対策の喫緊性は、近年になればなるほど高まってきており、IPCC第4次評価報告書を受けて行われた、2010年の第16回気候変動枠組条約の締約国会議（COP16）では、産業革命前からの気温上昇を2℃に抑えることを合意し（カンクン合意）、2015年には「2℃を十分下回り、1.5℃に抑える努力をする」ことを目標とするパリ協定が採択されました。

図6は、IPCC第6次報告書で示された、ありうる将来シナリオに対応して求めた、これからの中長期予測です。現在のように、地域間紛争を解決できずに推移する「地域対立で混迷」シナリオでは、2050年以降、気温の上昇を止めることができなくなり、人間生活はもとより、地球生態系を危険な領域に追い込むことになります。また、各国が2022年に表明した2030年の削減目標を実現するだけでは、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロという目標には到底到達しないこともわかります。

第2章 地球温暖化とその原因、影響と対策



日本でも 2050 年カーボンニュートラルを目指し、対策が強化されている。

日本では、2020 年 10 月 26 日の菅内閣総理大臣（当時）の所信表明演説において、2050 年にカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出と吸収でネットゼロを意味する概念）を目指すことが宣言されました。それを受け、自治体でも 2050 年カーボンニュートラル宣言が急速に広がり、東久留米市も 2023 年 3 月 1 日に「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を発表しています。その背景には、IPCC が 2018 年に発表した、地球の平均気温の 2°C の気温上昇がもたらす影響は十分深刻で、1.5°C の上昇に抑えるためには 2050 年までに CO₂ 排出量を実質ゼロとする必要を指摘した「1.5°C 報告書」がありました。それにより、工業化後 1.5°C の地球平均気温上昇でも、現在よりも、かなりの悪影響が予測されること、そして、1.5°C 上昇と 2°C 上昇の場合では、生じる影響に相当程度の違いがあることが認識されるようになり、1.5°C までに抑えること（1.5°C 目標）を目指すべきだとする機運が高まりました。IPCC 第 6 次評価報告書（2022 年）によると、1.5°C 目標を実現するためには、2030 年までに 2019 年と比べて世界の温室効果ガス排出量の約 4 割の削減を達成し、2050 年までに、二酸化炭素（CO₂）排出量のネットゼロを達成することが必要になります。

対策の柱は「再生可能エネルギーの導入」と「省エネルギー」

こうした報告書を受けて、COP26（2021 年）では、1.5°C 目標に向かって世界が努力することが正式に合意され（グラスゴー気候合意）、ドバイで開催された COP28（2023 年）では、パリ協定による第 1 回進捗状況報告をふまえ、2030 年までに再生可能エネルギーの設備容量を 3 倍にし、エネルギー効率を 2 倍に高め、化石燃料からの脱却の時代へと踏み出すことなどが合意されました。このように、再生可能エネルギーを増やし、エネルギー効率を高めることで省エネルギーを図り、化石燃料から脱却することが、2050 年カーボンニュートラルを実現するための対策の柱であり、世界的共通認識です。

第3章

東久留米市の温室効果ガス排出量と
再エネ導入率の現状

3-1 市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状

東久留米市の温室効果ガス排出量の推移を示します。

図7は二酸化炭素(CO₂)の部門別の排出量の推移で、2014年頃から全部門において、削減の傾向が続いている。2022年度の部門別内訳では、家庭部門が44.9%と最も大きい割合となっています。

図8は、ガス種別の温室効果ガス排出量の推移です。東久留米市の排出量の内訳のほとんどは二酸化炭素(CO₂)で、2014年以降は、省エネの進展と電力消費量あたりのCO₂排出量削減により減少傾向です(図9の説明も参照)。フロン類の一つであるHFCs(ハイドロフルオロカーボン類)はエアコンなどの冷媒用途で排出が増加、2022年は前年比減少しました。このフロンの減少は全国の冷媒起源HFCs排出量と同じ傾向です。

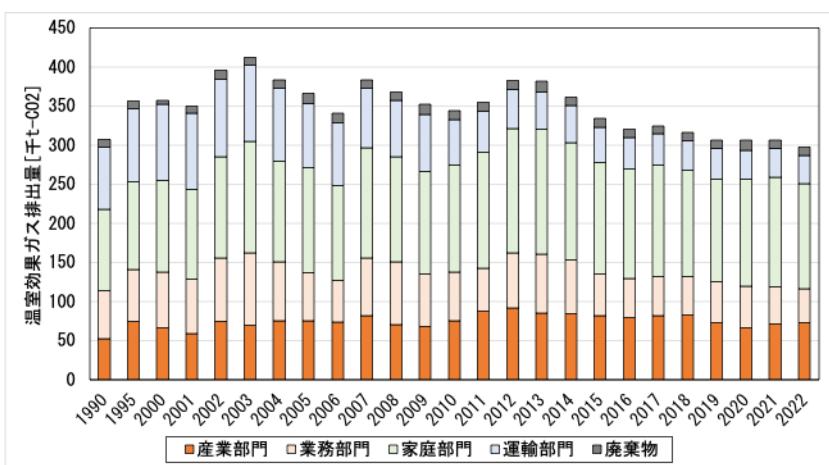


図7 東久留米市の二酸化炭素排出量推移

出典：オール東京62市・区・町・村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2022年度）」

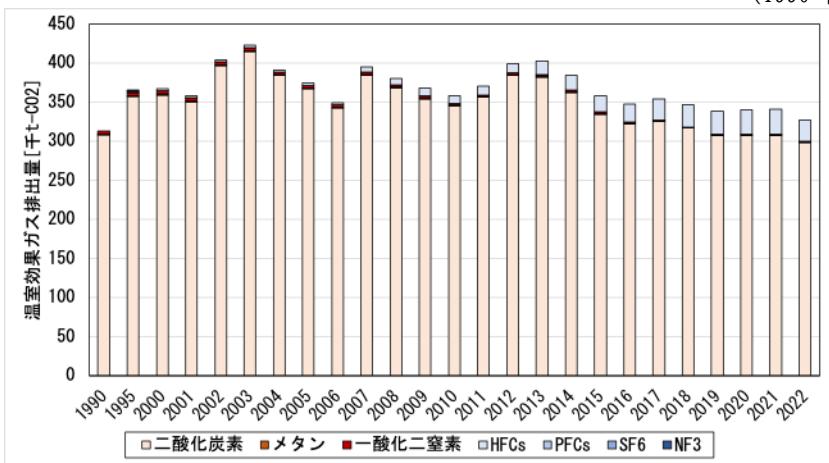


図8 東久留米市の温室効果ガス排出量推移

出典：オール東京62市・区・町・村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990年度～2022年度）」

第3章 東久留米市の温室効果ガス排出量と再エネ導入率の現状

前述したように、地域の温室効果ガス削減の背景として、CO₂排出量では省エネの進展、電力消費量あたりCO₂排出量の減少があります。その要因として、電力における、地域の再生可能エネルギー発電量の割合の増加と、購入している電力での再生可能エネルギー割合の増加があります。

図9に東久留米市での再生可能エネルギー発電量を示します。その内訳は、太陽光発電と、柳泉園焼却施設による廃棄物発電ですが、太陽光発電による発電量に増加傾向が見られます。ただし地域の全消費電力における、これら地域の再生可能エネルギー電力の割合（電力自給率）は2022年度に3.4%、2023年度は3.8%と、ほんの一部にすぎません。今後は地域内の電力自給率を高めるための対策を進めていく必要があります。

なお、焼却施設による廃棄物発電の電力は、施設内で利用されるほか、その余剰電力を市役所本庁舎・小中学校・図書館などで活用する試行的取組を進めています。

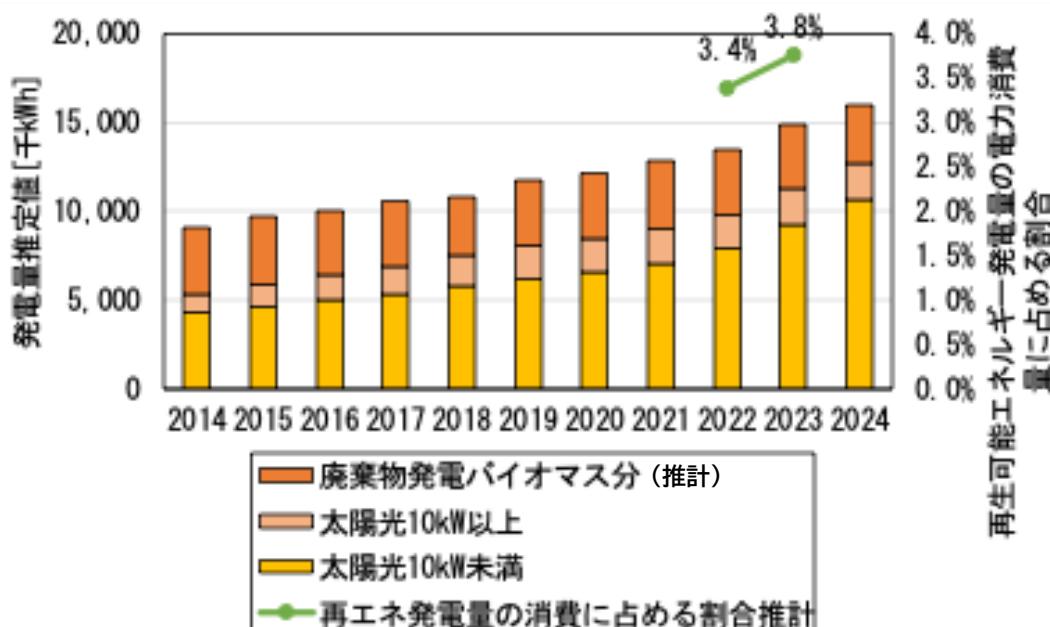


図9 東久留米市の太陽光発電設備容量、対電気使用量比再エネ導入量
(地域の総電力需要量に占める地域内発電電力量割合)

出典：資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度導入設備容量」、同「電力調査統計」、調達価格等算定委員会「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」などより作成

注) 太陽光発電は東久留米市の発電量全体を設備容量に設備利用率をかけて推計しました。
廃棄物発電は柳泉園の発電量全体に可燃ごみの東久留米市割合をかけ東久留米市相当分排出量を試算、柳泉園廃棄物発電（プラスチック燃焼もあり）のバイオマス比率をかけてバイオマス発電分、つまり再生可能エネルギー分を求めました。
再エネ発電量の地域全体の消費電力に占める割合は、電力調査統計の東久留米市消費量と、上記太陽光発電量推計値および廃棄物発電バイオマス分推計値の東久留米市相当分合計を比較しました。

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

1

4-1 目指すべき将来像

第三次環境基本計画では将来の環境像を「水と緑を育み、地球環境と調和したくらしをみんなで創るまち“東久留米”」として地球環境問題に取り組む姿勢を表しています。

また、2023（令和5）年第1回市議会定例会の令和5年度施政方針の中で、市民、事業者、行政が一体となり、「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指す、「東久留米市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました（図10）。

私たちが生まれ住むこの環境を次の世代にも引き継げるよう、様々な施策を推進し、市民・事業者・行政が一体となって「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指していきます。

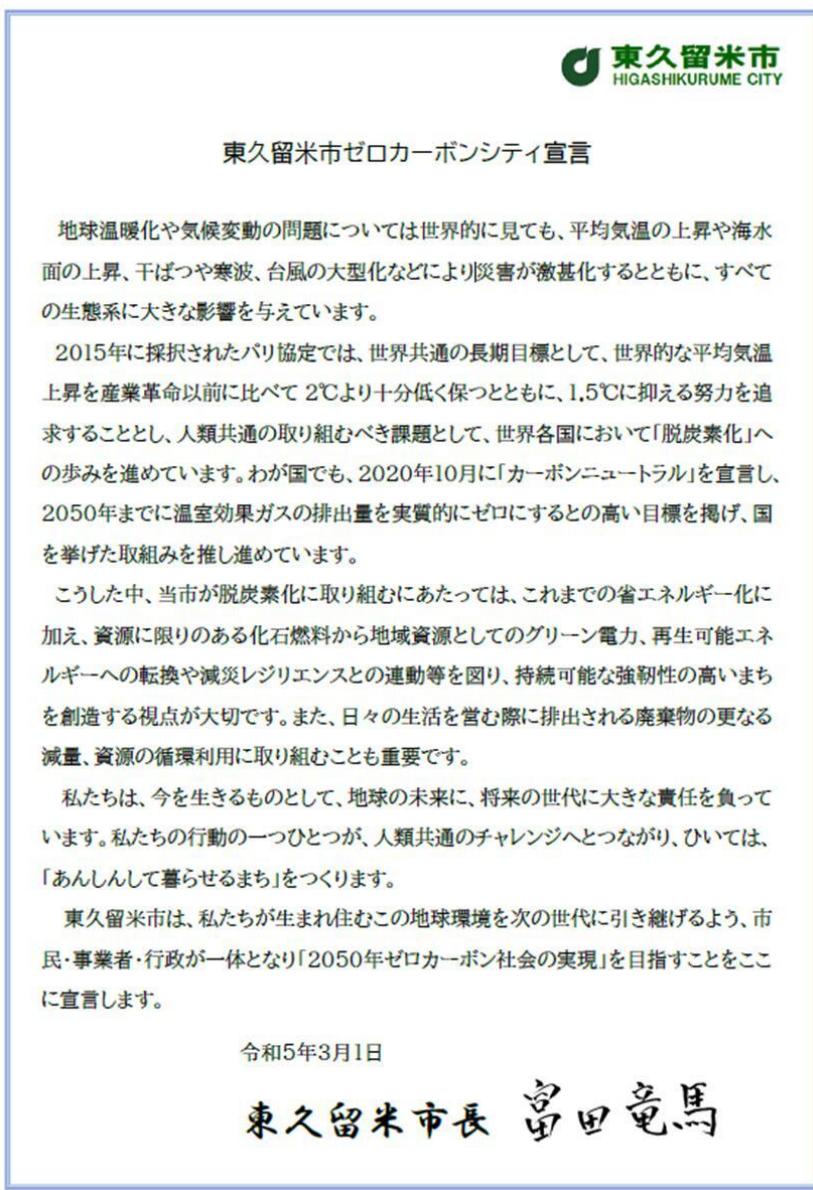


図10 東久留米市ゼロカーボンシティ宣言

10
11

4-2 温室効果ガス削減目標

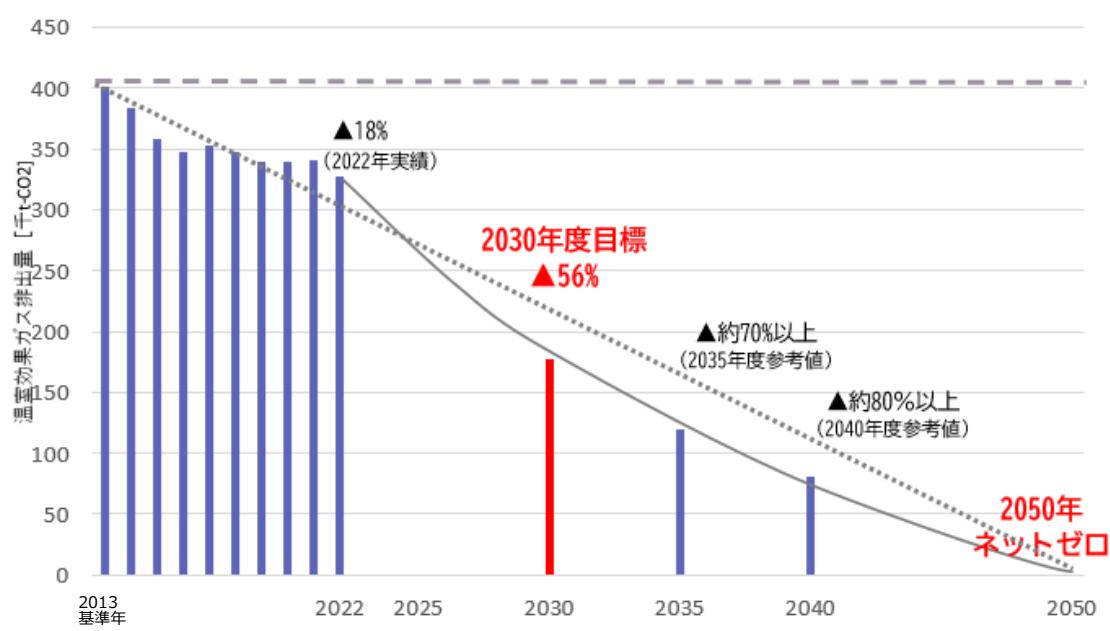
東久留米市ゼロカーボンシティ宣言で示されている「2050年ゼロカーボン社会の実現」を目指し、持続可能なまちを創造するために、対策効果と経済性の両立を目指した目標と施策を計画することが求められます。

(1) 東久留米市の温室効果ガス削減目標

削減目標について、国では2025年2月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減、2050年度の排出量ゼロを目指値に掲げています。

本市においては、国の計画と東久留米市の2050年ゼロカーボン社会の実現を目指して対策ポテンシャルを踏まえた目標を定めました（目標設定のポテンシャル推計条件は表2の注1参照、推計詳細は「参考資料」を参照のこと。）。目標年度は2050年度カーボンニュートラルの実現を長期目標として、国の計画に合わせて、基準年度を2013（平成25）年度、目標年度を2030年度とします（表2）。

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすること（カーボンニュートラルの実現）を目指し、2030年度において、2013年度比で市域の温室効果ガス排出量を56%削減することを本計画の目標とします。



注) 2050年の2013年比温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けては、2013年度の排出量から、直線的な削減経路（点線）を想定し計画を策定するのが一般的です。したがって、東久留米市の2030年度56%削減は国の2030年度削減目標値である46%に比べ高い目標ですが、本目標値は、現在既に商用化・実用化されている脱炭素技術や対策の適用が政策上実行可能かについて、十分な検討を行った結果です。2035年度及び2040年度参考値は、長期目標を目指す過程の目安となる数値です。

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

1

表2 東久留米市の温室効果ガス排出量削減目標（参考値含む）

| | 基準年 | 実績 | 削減目標（2013年度からの削減率） | | | |
|--|--------|--------|--------------------|----------|----------|--------|
| | 2013年度 | 2022年度 | 2030年度 | 2035年度 | 2040年度 | 2050年度 |
| 本計画で目指す削減率 ^{注1)} ※カッコ内は参考値 | 0% | 18% | 56% | (約70%以上) | (約80%以上) | 100% |
| 市の施策を実行しない場合 ^{注2)} | | 18% | 34% | (42%) | (46%) | (73%) |

注1) 家庭や工場・事業所での様々な設備・施設更新や改修の際に、省エネ設備機器、断熱建築、燃費の良い車や電気自動車を選ぶことで、無理なく、後戻りなく、かつ費用効果的にエネルギー消費量を削減できます。この対策を最大限進めた場合には、東久留米市は2030年に2013年度比66%削減するポテンシャルを持ちます（参考資料）。

ただし、2030年まであと5年しかなく、様々な不確実要素を考慮して、ここでは、省エネ・再エネ努力（2030年まで自主努力目標の半分）を行い、電力の二酸化炭素排出係数は第6次エネルギー基本計画に示された目標値（2030年目標0.25kg-CO₂/kWh）を達成した場合として、2030年度削減目標を設定しました。

2035年及び2040年の参考値は、同様に省エネ・再エネ努力（自主努力目標の半分）を行い、2035年の電力の二酸化炭素排出係数は第6次及び第7次エネルギー基本計画の平均値（2035年目安0.145kg-CO₂/kWh）、2040年は第7次エネルギー基本計画の資料の値（2040年目安0.04kg-CO₂/kWh）とし、これを達成した場合として、削減の目安を設定しました。これら参考値は、次期区域施策編の見直しで目標値に設定し直します

注2) 東京都太陽光設置義務と、2030年に小売電気事業者の旧目標（0.37kg-CO₂/kWh）、2040年に10年遅れでエネルギー基本計画の2030年目標（0.25kg-CO₂/kWh）を達成しただけの場合。エネルギー基本計画に示された排出係数目標値（0.25kg-CO₂/kWh）達成のみで45%削減達成、東京都太陽光義務化も加えると46%削減可能と推計される。

19

20

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

（2）目標の達成に向けて

本計画の推進にあたっては、東久留米市を構成する全ての人々が共通の目標に向かって主体的に行動していくことが必要ですが、それが我慢・無理を強いるものでは続かないため、無理なく、地域や人々のメリットにつなげていくことが重要です。

本計画策定にあたり、2025年6月29日（日）に「かんきょう・脱炭素」市民ワークショップを開催しました。まず、本計画のポテンシャル推計を提供してくださった、産業技術総合研究所の歌川学さんに、東久留米市の温室効果ガス削減のポテンシャルと対策のポイントについて、脱炭素への転換は地域発展に結びつけることができる、といった観点からお話をいただきました（図11）。その話を受け、二つのグループに分かれて、「地球温暖化が進むなか、私たちができること」を話し合い、その内容をとりまとめました（図12・13）。どちらも、温室効果ガス削減の効果を意識しながら、今できること、できないこと、が率直に意見交換されていたことが印象的でした。

市民ワークショップで出された、率直な意見も参考に、温室効果ガス削減に効果があり、市民、事業者、行政が今すぐに取り組むべき施策、あるいは取り組むために必要な支援を第5章に掲げています。

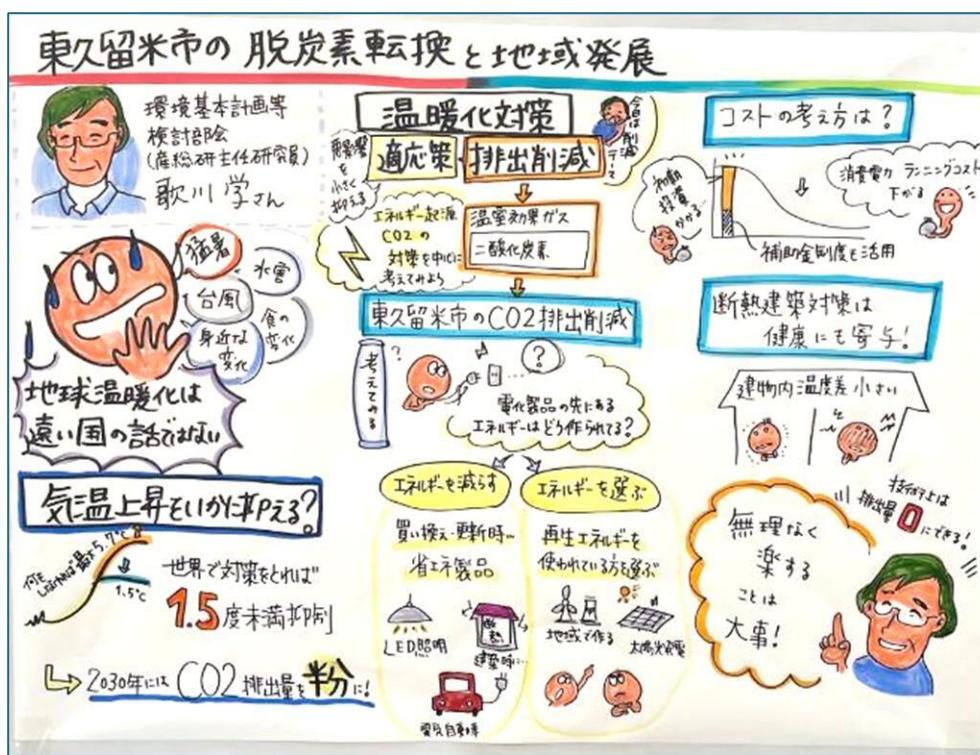


図11 歌川学氏（産業技術総合研究所）からの、東久留米市の温室効果ガス削減のポテンシャルと対策のポイントをまとめたグラフィックレコーディング

第4章 目指すべき将来像と温室効果ガス削減目標

1



図12 Aグループ「わたしたちができること」のグラフィックレコーディング

2

3

4

5



図13 Bグループ「わたしたちができること」のグラフィックレコーディング

6

7

8

9

10

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

5-1 環境基本計画における個別方針と施策

(1) 計画の体系

本計画は、東久留米市第三次環境基本計画の基本方針2【個別方針6】に対応します。

基本方針2 「地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち」

【個別方針6】地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる

さらに、上記基本方針に対する、東久留米市の地球温暖化対策実行計画として、各主体（市民・事業者・行政）が取り組むべき具体的な行動（施策）として、以下の施策の方向（東久留米市第三次環境基本計画の「施策の方向」の番号と対応）と施策を示します。

施策の方向② 効率を高め、省エネルギーを進める

施策1 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める

施策2 省エネ車およびゼロエミッション車の導入を進める

施策3 省エネ性能の高い建築物への普及を進める

施策の方向② 再生可能エネルギー等の利用を促進する

施策4 太陽光発電設備の導入を進める

施策5 CO₂排出量の少ない電気の利用を進める

施策の方向② まちづくりや交通などの総合対策を進める

施策6 市全体と団体や企業のエネルギー利用状況の見える化を進める

施策7 円滑な交通流対策を進める

施策の方向② 資源循環による温室効果ガス排出の削減

施策8 廃棄物削減に向けた3R+リカバリーの徹底

施策9 ノンフロン機器への転換や適正管理の促進

施策の方向② 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

施策10 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

5-2 環境基本計画における個別方針と施策の方向、及び施策

1 基本方針2

2 地球環境対策に取り組む、安心で美しいまち

3 個別方針6 地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる

4 施策の方向21 効率を高め、省エネルギーを進める

5 エネルギー効率の高い家電製品や施設、設備、建築物への転換、車については、燃費性能の高い車およびゼロエミッション車の導入など、省エネに向けた取組を推進します。

6 施策1 省エネ効率の高い設備への切り替えを進める

7 市民は、住宅等で使用する家電製品等の購入や買い替えの際に、照明のLED化や省エネ性能の高い家電、高効率な設備など、環境負荷のより少ない製品を選びます。

8 事業者は、機器の更新計画に応じて照明のLED化や省エネ性能の高い家電や機器、高効率な設備の導入等を進めます。

9 行政は、公共施設の機器の更新の際に省エネ設備・機器導入を進めます。また、省エネ設備改修や省エネ診断などに関する情報提供を積極的に行います。

10 ■ 市民・事業者・行政の役割

| 11 主体 | 12 行動 |
|--------|--|
| 13 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭での高効率な省エネ機器を導入する <ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化 ・高効率な冷暖房機器、高効率な給湯器、省エネ家電の導入 <p>※冷暖房では断熱・遮熱建築普及・気密化と相乗効果あり。</p> |
| 14 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務用高効率設備を導入する <ul style="list-style-type: none"> ・業務施設では、省エネ設備導入（LED、高効率空調機器、ヒートポンプ給湯器を含む）BEMS（ビルエネルギー管理システム）導入 ・工場では、生産設備、従業員向け照明・冷暖房両方で、省エネ設備導入、FEMS（工場エネルギー管理システム）などの導入 ・農業、建設業では、省エネ機器導入（リース含む） ○工場設備、機械等の電化を進める <ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料設備を電化する 化石燃料を使用する設備について可能なものは電化を進める。 <p>・農業、建設業では将来的に電気機械導入と化石燃料設備の電化を進める</p> <p>※冷暖房は省エネ機器と断熱遮熱建築導入と相乗効果あり。</p> |
| 15 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の更新・改修時等の高効率機器導入と既存機器の省エネ転換を進める ○東京都や国の支援制度を案内する |

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

《解説》 身近な対策の効果

オフィスや家庭には様々な機器があり、その中には多くのエネルギーを使うものがあります。これらは買い替えの際に、あらかじめ調べて省エネ製品を選ぶと、同じ使い方をしてもエネルギー消費量を大きく削減できます。

家庭では、照明を蛍光灯からLEDに変えると、電力消費量を30%から50%削減できます（図14）。蛍光灯は2027年に生産禁止になりますので、蛍光灯が切れるタイミングなどに確実にLEDに変えることが望ましいと言えます^{注1)}。また代表的な家電で13年前のエアコンを更新時に省エネ機器に変えると電力消費量を約25%削減、30年前のエアコンなら50%近い削減ができます（図15）。冷蔵庫は更新時に13年前のものを省エネ機器に変えると電力消費量を約50%削減（図16）、30年前の冷蔵庫なら約80%削減できます。今までストーブや床暖房ヒーターを使用していた所をエアコン暖房に変えるとエネルギー消費量を80%削減できます（図17）。また、窓を二重窓にするなど建物の断熱を強化すると効果的です。

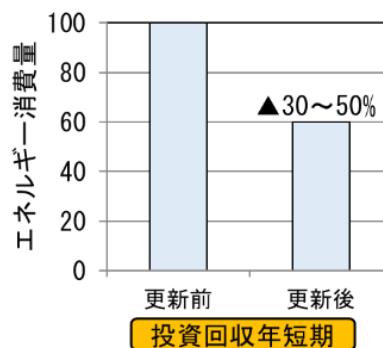


図14 電球型蛍光灯からLEDへの切替え効果

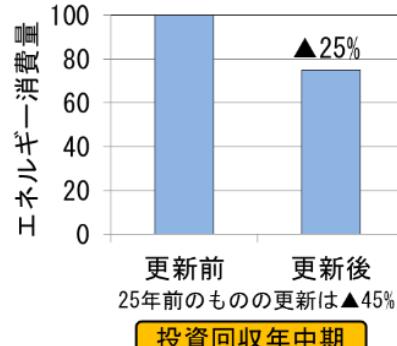


図15 13年前のエアコン更新効果

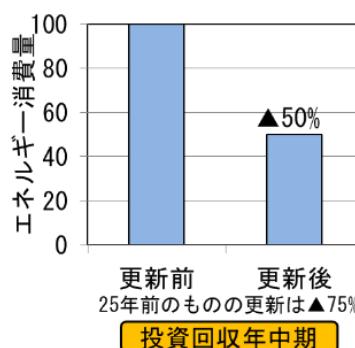


図16 13年前の冷蔵庫の更新効果

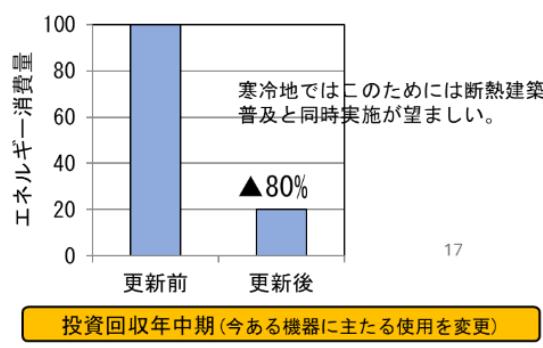


図17 暖房ヒーターから省エネエアコンへの変更効果

オフィスの照明では、LEDは明るいので、蛍光灯2本からLED1本に変えると、電力消費量を60%以上削減できます（図18）。体育館や講堂などの水銀灯をLEDに変えると50%以上削減できます（図19）。水銀灯のように1時間近く点灯に時間を要するものと異なり、LEDはすぐ点くので、こまめな消灯もでき、85%削減の例もあります^{注2)}。エアコンなど冷暖房装置を更新時などに省エネ型に転換すると20%から50%削減ができます（図20）。また今までストーブや床暖房ヒーターを使用していた所をエアコン暖房に変えるとエネルギー消費量を80%削減できます（図21）。この場合は断熱強化もすると効果的です。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

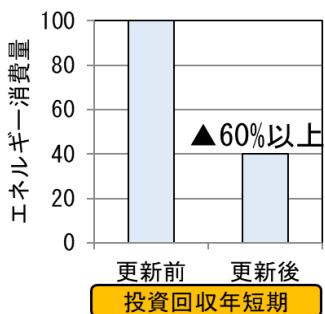


図18 水銀灯からLEDへの更新効果

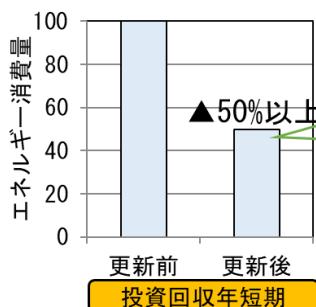


図19 体育館や講堂などのLEDへの更新効果

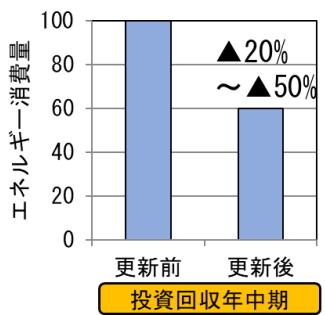


図20 冷暖房設備の更新効果

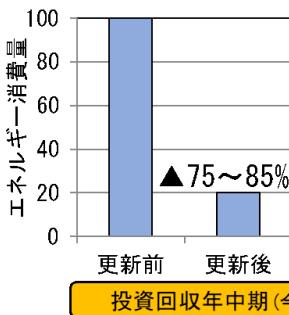


図21 暖房ヒーターから省エネエアコンへの変更効果

費用対効果について述べます。省エネは良いがお金がかかるとよく言われますが、省エネでない機器は日々の光熱費が多くかかります。省エネ機器に買い替えると、省エネでない機器より商品価格は高いのが普通ですが、光熱費が下がるので、商品価格の高くなる分は多くの場合、光熱費削減で「元」が取れ、元を取った後は家庭の収入増加、企業の利益増加になります。

機器の省エネは大きな効果があり、買い替えの時が狙い目です。買い替えのタイミングを確実に省エネに活かすため、エネルギーを多く使うエアコン、冷蔵庫、テレビなどの電気製品、まとめると多く使っている照明などは、省エネ型は何で商品価格と10年分の光熱費はどれくらいかを、電気屋さんなどに聞く、経済産業省の「省エネ性能力タログ」（ホームページあり、電気屋さんに冊子がある可能性）、環境省の「しんきゅうさん」（ホームページあり）などで調べておくと、買い替えもスムーズにできます。企業でしたら様々な機器があるので、次の解説「省エネ診断」をご覧ください。

- 省エネ性能力タログ：<https://seihinjyoho.go.jp/catalog/now>
- しんきゅうさん：<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

注1) 家庭の蛍光灯のうち「電球型」はそのままLEDに変えられます。取り付けが引っ掛けシリーズタイプの器具は取り付けが可能ですが、電気配線が必要な直結タイプの器具は電気工事の資格が必要なため電気屋さんなどに相談してください。

注2) オフィスなどの蛍光灯のLED化も「電球型」はそのままLED電球に変えられますが、それ以外は専門機関か電気屋さんなどに相談して下さい。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

《解説》 E S C O事業や省エネ診断について

省エネ診断は、主に企業で、更新時に今の設備を省エネ型に転換、システムを省エネ型に改修、建物も断熱強化をした場合を調べ、対策ごと及びそれらをまとめたエネルギー消費量削減と

CO₂排出量削減、設備費・工事費増加と光熱費削減を比較した費用対効果を具体的に示すものです。

多くの場合、投資回収短期の対策でこれだけの削減、投資回収中期でこれだけの削減など費用対効果に合わせた診断結果・予測が示され、企業に対策設備投資及び光熱費削減の具体的な指針を与えます。同じことが、最近はあまり行われていませんが家庭向けに環境省事業で「うちエコ診断」という省エネ診断が行われ、家庭の対策の具体的指針を示していました。企業向けの省エネ診断は経済産業省外郭団体の省エネルギーセンター、都道府県などの委託事業などで実施され、無料、あるいは診断の専門診断員に支払う費用よりずっと安い費用で実施されています。

省エネ診断は、診断結果を整理し指針を示すところまで、それを見て企業（及び家庭）は設備投資をするかを判断し、設備導入などを実施します。

E S C O事業（エネルギーサービス事業）は、企業や自治体施設向け（一般には規模が比較的大きなところ）に行われる、いわば診断と設備導入を兼ねた事業です。E S C O事業を行う専門事業者は省エネ診断を実施した後対策メニューを示し、合意後に一定の契約期間を定めて契約します。多くの場合は頭金ゼロで設備投資費用を出し、契約期間は顧客から省エネ前の光熱費支払いを受け（値引きをすることもある）、対策前の光熱費と対策後の光熱費の差で、設備費、金利負担、自らの人員費と管理費と利益、維持費追加があれば維持費、などをその差額から出し、顧客に持ち出しなしてこれらを実現します。これは省エネの大半が、費用対効果が高いために成り立つビジネスモデルです。

頭金ゼロ、初期投資ゼロの仕組みは、太陽光発電の設置でも行われています（p26の（注）PPA参照）。

家庭向けには太陽光の初期投資ゼロの仕組みは一部にありますが、E S C O事業にあたる頭金ゼロの省エネ設備導入の仕組みはこれまでほとんどないようです（商品によってはリースの仕組みはあり）。家庭の省エネ設備投資も大半は設備費・建築費の増加分を光熱費削減で元が取れ、いわば頭金ゼロで省エネエアコンを買って光熱費削減分から返済するようなことが理論的には成立するといえます。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策2 省エネ車およびゼロエミッション車の導入を進める

自動車の脱炭素化に向けた取組を促進するため、購入または利用にあたっては、ハイブリッド車（HEV）等の燃費性能の高い自動車や、走行時にCO₂を排出しない電気自動車（EV）などのゼロエミッション車（ZEV）を選びます。

また、行政においては、公用車の代替に際し、燃費性能の高い自動車やEVなどを選択します。さらに普及促進に向けた取組を積極的に進めるとともに、東京都・国と連携し、補助事業等の普及促進策の情報提供などもあわせて進めます。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|--|
| 市民 | ○燃費性能の高い車やEVを購入または利用する |
| 事業者 | ○業務車両を燃費性能の高い車やEVにする ○自社が発注する輸送などで、燃費性能の高い車や電気自動車などを利用する ○充電設備を整備・導入する ・自社駐車場の充電器設置と再エネ化、集客施設などでの急速充電器設置 |
| 行政 | ○公用車を燃費性能の高い車やEVにする ○設置可能な公共駐車場に充電設備を設置する ○市民、事業者のZEV導入促進とインフラ整備支援を進める ・事業者・市民への相談窓口設置 ・地域販売事業者との協力体制の構築 ○東京都や国の支援制度を案内する |

《解説》 身近な運輸の対策効果

自家用乗用車を利用する場合、更新・買い替えの時にあらかじめ調べて燃費の良い車（ハイブリッド車などを含む）に転換すると、輸送のエネルギー消費量（ガソリンの消費量）を20%から40%削減できます（図22）。バスやトラックでも、更新・買い替えの時に燃費の良い車に転換すると、輸送のエネルギー消費量（ガソリン、軽油の消費量）を15%から30%削減できます。また、買い替え時に乗用車のハイブリッド車やガソリン車から電気自動車に切り替えると、発電時のCO₂の排出量を含めたCO₂排出量を40%から70%程度削減することができます。充電に再生可能エネルギーの使用が増えればこの値はさらに大きくなります（図23）。

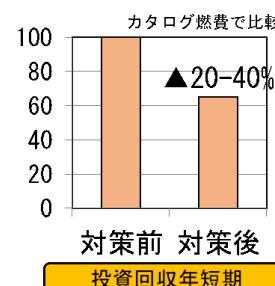


図22 燃費の良い車への転換効果

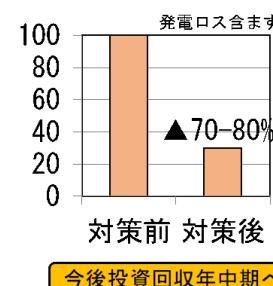


図23 電気自動車への転換効果

また、地域で条件が合えば、車を使わずに公共交通に乗り換えると、バスに乗り換えた場合にはエネルギー消費量は一人、同じ距離移動する場合で50%から70%、鉄道に乗り換えた場合は90%削減、自転車や徒歩への切換えは100%削減になります。

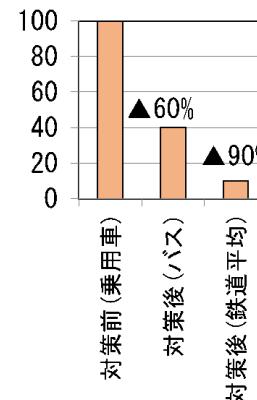


図24 乗用車から鉄道・バスへの転換効果

費用対効果を見ると、燃費の良い車の買い替えは多くの場合、車体価格はそれほど上がりず、車体価格上昇分は燃料費削減で「元」が取れます。ハイブリッド車への買い替えも同じです。電気自動車への買い替えは、この計画策定の2025年現在では、補助金のない場合は電気自動車とガソリン車・ディーゼル車・ハイブリッド車との価格差が大きく、10年分の燃料費と電気代の差を比較してもまだ電気自動車転換は「元」が取れないケースが多数です。補助があれば元を取れるケースもあります。ただし、電気自動車の車体価格は毎年値下がりを続けており、いずれ「元」が取れるようになることが予測されます。

電気自動車は企業や家庭が市内や周辺自治体で動くには十分な大きな蓄電池が付いていて、朝に自宅や会社の駐車場でフル充電になっていれば毎日の通勤通学や企業の地域移動では使い切れない程です。これを太陽光発電と組み合わせて「蓄電池」がわりに使うような方法があります。これについてはP.27《解説》「太陽光発電を導入するメリットと、発電した電気の活用方法」をご覧下さい。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策3 省エネ性能の高い建築物の普及を進める

市民は、住宅の新築時にゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や東京都ゼロエミ住宅など省エネ性能の高い建物を選びます。また改修時には断熱窓や高効率設備の導入を伴うリフォーム等を検討します。

事業者は、事業所建物について、ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）などの省エネ性能の高い建築、断熱性の向上や省エネルギー改修等を実施します。

行政は、建物の新築や改修時に省エネ性能の高い建築物を検討してもらえるように、不動産業者やハウスメーカー、工務店などと連携を図り、建物の省エネ化に関する情報提供を行うとともに、東京都・国の各種助成制度等の情報提供も引き続き実施します。また、公共施設の新築・改修における省エネ化を推進します。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○新築やリフォーム時は住宅の高断熱・高効率化を行う <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築時にZEH、東京都ゼロエミ住宅等の選択 ・断熱窓や高効率設備の導入を伴うリフォーム |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所建物の新築時断熱建築および断熱改修する <ul style="list-style-type: none"> ・事業所・工場の断熱新築や断熱改修 ・建築事業者は、高い建築物省エネ対策基準（ZEH、ZEBまたはそれを超える欧米並み基準）の断熱建築の提案・施工を進め、建物の省エネ表示 ・賃貸ビル、賃貸住宅オーナーは高い建築物省エネ対策基準（ZEH、ZEBまたはそれを超える欧米並み基準）の新築・改修を進め、建物の省エネ表示 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の更新時等、断熱と既存建築の断熱改修を行う ○省エネ建築の普及支援を進める <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者への、断熱建築によるエネルギー・コスト削減対策効果、費用対効果の情報提供 ・断熱診断等のサポート体制構築 ・地域の建築業者との断熱普及の協力体制の構築 ・市内賃貸物件の断熱情報の見える化（国の制度の活用による） ○東京都や国の支援制度を案内する |

《解説》 建物の断熱効果

新築の際に断熱建築を選ぶと、冷房と暖房のエネルギー消費量を大きく削減できます。既存建築でも、特に効果の大きな窓の断熱工事を実施すると、冷房と暖房のエネルギー消費量を費用効果的に削減できます（図25）。

2025年から新築で断熱基準が規制化され、これを満たさないと住宅新築ができなくなりました。断熱のない住宅との比で国の断熱基準まで断熱性能を向上させると、暖房エネルギー消費を約60%削減できます。最近は全く断熱材のない建築は少なくなりましたが、断熱基準達成と断熱材が入ってはいるものの不十分な住宅との比で暖房は約30%削減、冷房は約25%削減できます。

また、2030年からは「ゼロエミッション住宅」相当の断熱水準が新しい規制値になる予定です。このレベルまで断熱をすると、断熱材のない住宅比で暖房エネルギー消費量を約70%削減、断熱不十分な建築との比較で約50%削減できます。

実は日本の断熱基準やその上の「ゼロエミッション住宅」の断熱は欧米の断熱基準より低いのですが、欧州並みの断熱水準（日本の断熱上位基準の等級6）を実現すると、断熱不十分な建築との比較で約60%削減できます。

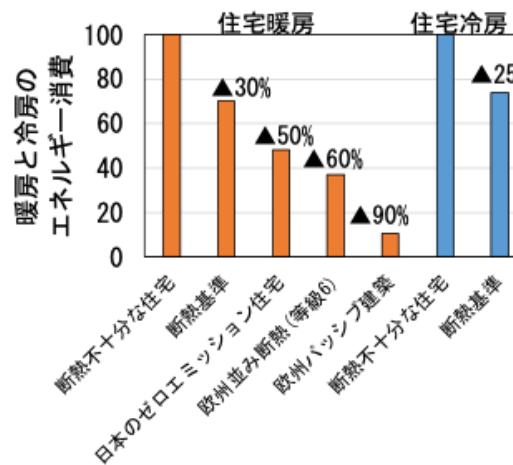


図25 住宅の断熱効果

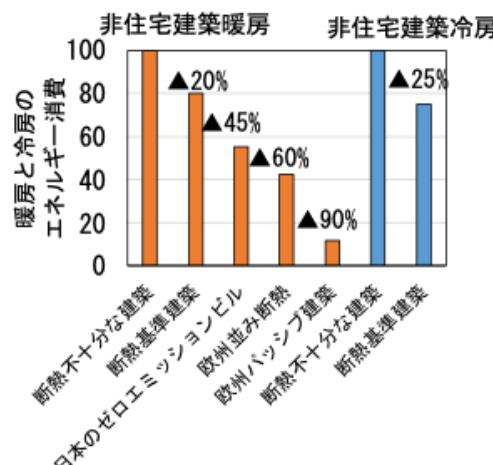


図26 非住宅建築物の断熱効果

非住宅建築物でも断熱によりエネルギー消費削減効果があります（図26）。断熱のない建築物と比較し国の中堅建築（2025年から規制）まで断熱性能を向上させると暖房用エネルギー消費を40%削減できます。最近は全く断熱材のない建築は少なくなりましたが、断熱基準達成と断熱不十分な建築と比較すると暖房用エネルギー消費は20%削減できます。また2030年からは「ゼロエミッションビル」相当の断熱水準が新しい規制値になる予定です。このレベルまで断熱をすると、断熱材のない建築比で暖房エネルギー消費量を約60%削減、断熱不十分な建築との比較で約45%削減できます。

住宅でも非住宅建築物でも、断熱により建築費はやや上昇しますが、冷房と暖房のエネルギー消費削減により、多くの場合、新築では投資回収つまり建築費増加分を冷房・暖房で使う光熱費削減により「元」を取り、さらに収入を増やすことができます。既存住宅の改修でも、効果的な窓の断熱強化などで、補助金なしでも建築費増加分を光熱費削減分で投資回収可能なもののが多数あります。また東京都や国で補助制度が設けられています。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策の方向 22 再生可能エネルギー等の利用を促進する

1

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置普及に向けた取組の推進や、そのための市民や事業者に向けた補助金や仕組み等の情報発信を行うとともに、再生可能エネルギーによる電力への切り替えを進め、低炭素電源への利用を促進します。

2

3

施策4 太陽光発電設備の導入を進める

4

市民・事業者は、住宅や事業所等への再生可能エネルギー設備の設置を促進します（東京都は新築で大手建築事業者の施工分を義務化しています）。

5

行政は、設備導入に関する補助事業への情報提供と普及啓発を進めるとともに、初期費用負担なしで太陽光発電や蓄電池設備等を導入する仕組み等、市民や事業者が利用しやすい方法などを検討し、実態に即した情報提供を行います。

6

7

8

9

10

11

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電設備を導入する <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の屋根への太陽光発電設備の設置 ○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所・施設での太陽光発電設備を導入する <ul style="list-style-type: none"> ・自社施設や賃貸住宅等への太陽光発電設備の設置 ・初期投資なしでの太陽光発電設備導入（P P A）^{注)} モデルを活用した設置の推進 ○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設での太陽光発電設備導入を進める <ul style="list-style-type: none"> ・設置可能な公共施設への太陽光発電設備の設置 ○自家発電電気を活用するために蓄電池等を導入する ○地域の太陽光発電電気を地域で消費するための仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・余った電気を地域で融通する仕組みなど ○太陽光発電設備導入の普及支援を行う <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法や支援制度に関する情報提供や相談窓口の設置 ・分譲、賃貸ビル、住宅の太陽光発電設備設置の見える化（太陽光導入度合いも示す断熱性能ラベル表示などの利用） ○東京都や国の支援制度を案内する |

注) P P A (Power Purchase Agreement)モデルは、電力消費者（企業や自治体、自宅など）の敷地（屋根含む）をP P A事業者に貸し、そこに太陽光発電設備を設置して、P P A事業者から敷地内発電の再エネ電気を購入契約するシステムです。

P P A事業者のメリットは、初期投資をしても、一定期間の固定顧客の獲得ができること、消費者のメリットは初期投資なしで、一定期間固定価格で再エネ電気を調達できることです。ただし一般的には、自身で太陽光発電設備を設置した方が費用対効果は高くなることが多いため、どちらが得か比較してから設置方法を決める方が得策です。

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

「解説」 太陽光発電を導入するメリットと、発電した電気の活用方法

近年電気代の高騰が話題になることが増えてきました。日本では、2011年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、再エネを大幅に導入していくために、電力会社が再エネを一定価格で一定期間買い取る制度（固定価格買取（FIT）制度）が導入され、再エネ普及が図られてきました。しかし、日本の一般的な電力供給においては、火力発電によるものがその約7割と、いまだに化石燃料への依存度が高く、ウクライナ危機等による世界的な燃料価格高騰の影響を大きく受ける構造にあります。このような先行き不透明な状況のなか、消費者としてできることは、燃料価格高騰の影響を受けにくい電気を選ぶこと（施策5参照）と、屋根等の敷地内に自ら再エネ設備を設置し自家消費をすることです。

再エネ設備の導入にあたっては、その導入費用がネックと言われていましたが、近年のエネルギー価格高騰もあり、費用対効果（初期投資額に対する、将来的な電気代の削減の累積額）が高まっています。また東京都では、再エネ設備導入のための補助制度が充実しており、新築住宅等には、太陽光発電設備の設置が義務付けられています。

自宅や事業者の太陽光発電で発電し発生した余剰電気は売電するほかに、蓄電池があれば、夜間にその電気を利用することができます。また、エコキュート（二酸化炭素を冷媒としたヒートポンプ給湯器）や、電気自動車にためた電気も、V2H（Vehicle to Home）という変換機器を使えば自宅等の電気として使え、蓄電池代わりになりますので活用し、家庭内や事業所での電気の自家消費割合を高め、光熱費やガソリン代を節約すれば、さらに経済的メリットも高まります（図27）。電気自動車は災害時でも走行することができるため、停電時の非常用電源としてだけではなく、災害時の移動式バッテリーとしても注目されています。



図27 今後の住宅太陽光活用に係る連携のイメージ

注）太陽光発電システムと蓄電池、住宅で使われる様々な家電製品を連携させることで、電力会社から購入する量を減らし、系統負荷軽減や需給バランスの平準化につなげることができる。

出典）辻基樹「人口減少時代のGX：脱炭素ライフスタイルのモデル事例 住宅太陽光活用に係る企業連携」
月刊事業構想 2024年9月号

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策5 CO₂排出量の少ない電気の利用を進める

市民・事業者は、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電気への切り替えを進めます。また、市内の太陽光発電等で発電した電気を有効に活用するために、蓄電池等の活用を進めます。

行政は、希望する市民や事業者に対して情報提供し、低炭素電源の利用を促進するとともに公共施設での再エネ電力利用とその自家消費に取り組むほか、地域内の太陽光発電などでエネルギー自給率を高める仕組みを検討します。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|--|
| 市民 | ○再エネ電力への切り替えを進める ・再エネ割合の高い電気や電力プラン選択 |
| 事業者 | ○事業所での再エネ電力利用 ・再エネ電気の購入 |
| 行政 | ○公共施設での再エネ電力利用を進める ・再エネ電気の購入 ○再エネ電力普及に向けた情報提供や相談窓口を設置する ・CO ₂ 排出量の少ない・再エネ率の高い小売電気事業者や電力プランの紹介 ・再エネや熱、蓄電池等の効果的な組み合わせで光熱費を削減するための情報提供 |

1
2
3
4
5
6
7
8
9

10
11

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策の方向 23 まちづくりや交通などの総合対策を進める

エネルギー消費量や温室効果ガス排出量の見える化を図り、エネルギー消費やコスト削減につなげます。また、円滑な交通流対策により交通の最適化と利便性の向上を目指します。

施策6 市全体と団体や企業のエネルギー利用状況の見える化を進める

市民・事業者は、エネルギー・マネジメントシステム（EMS）等を活用したエネルギー利用状況の「見える化」により、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握し、機器の選択や運用上の工夫を図り、エネルギー消費・コスト削減につなげます。

行政は、環境性能を表示するエコラベルや省エネラベル等の排出削減を促す「見える化」の導入について事業者等と連携して普及を促進するとともに、公共施設でのエネルギー利用状況の見える化を進めます。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭でのエネルギー見える化による省エネを行う <ul style="list-style-type: none"> ・日々のエネルギー使用を住宅エネルギー管理システム（HEMS）などで可視化し、省エネと光熱費削減につなげる |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所でのエネルギー見える化による省エネの推進と情報開示を行う <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の見える化（EMS）を行い、エネルギー消費・コスト削減につなげる ・ビルオーナー、不動産業者は建物の断熱性能、太陽光設置状況を表す建物省エネラベルを提示 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設でのエネルギー見える化による省エネと情報発信を行う <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の見える化（EMS）を行い、エネルギー消費・コスト削減につなげる ○エネルギー見える化の普及・啓発のための情報共有・相談窓口の設置を行う <ul style="list-style-type: none"> ・地域の建築物の断熱性能、太陽光設置状況を表す、省エネラベル、住宅ラベリング等の表示制度の推進 ・東京都や国の支援制度を案内 |

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策7 円滑な交通流対策を進める

市民は、自家用車から、公共交通機関、自転車、徒歩等の環境負荷のより少ない移動手段を積極的に選択します。

事業者は、従業員の通勤や輸送にかかるエネルギー消費量とCO₂排出量を把握のうえ、テレワークや自転車通勤促進、モーダルシフト等を通じた物流の効率化を進めます。

行政は、地域や住民・事業者の交通手段等の特徴を踏まえた取組を推進していくことが有効であるため、地域の特徴や現状の公共交通網に適したモビリティ・マネジメントシステムの導入を検討します。また、公共交通網がカバーしきれない範囲での徒歩や自転車、カーシェアリング等の活用を促し、脱炭素化を進めます。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○移動手段の低炭素化を行う <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の活用、カーシェア、自転車（シェアサイクル）、徒歩による自家用車依存の見直し |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○施設・物流における脱炭素化への対応を進める <ul style="list-style-type: none"> ・通勤、貨物輸送などのエネルギー消費量とCO₂排出量の把握を踏まえた対策 ・自転車通勤促進やシェアサイクル導入 ・物流のモーダルシフトの検討 ・テレワークの普及・促進 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通と都市交通の最適化支援を進める <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米デマンド型交通「くるぶー」の効果的・効率的な運行 ・シェアサイクル等の利用促進 ・歩行や自転車の利用がしやすい環境の整備 |

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策の方向24 資源循環による温室効果ガス排出の削減

温室効果ガス排出量を削減するために、廃棄物削減に向けた3Rと廃棄物発電によるエネルギーリカバリーを含む再資源化の徹底を推進します。また、ノンフロン機器への転換や適正管理を促進します。

施策8 廃棄物削減に向けた3R+リカバリーの徹底

温室効果ガスの排出量を削減するために、市民、事業者、行政は、廃棄物削減に向け3R（リデュース・リユース・リサイクル）と廃棄物発電によるエネルギーリカバリーを含む再資源化の徹底を推進し、その元となるごみの発生量を抑制します。さらに、日常生活のなかでできるマイバッグやマイボトルの利用、食品ロス、生ごみのコンポスト化など、無駄な消費を抑え、環境に配慮した消費行動につなげていきます。

行政は事業者と連携した環境負荷の少ないリサイクルシステムを推進し、環境イベント等を通じて取組への理解促進を図ります。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|---|
| 市民 | ○家庭でのごみ削減と分別の徹底をする ・環境に配慮した消費行動 ・再資源化や分別の徹底 |
| 事業者 | ○業務での廃棄物削減 ・環境に配慮した消費行動 ・再資源化や分別の徹底 ・物流や商慣習を見直し廃棄物削減につなげる |
| 行政 | ○業務での廃棄物削減と再資源化及び啓発の強化を行う ・再資源化や分別の徹底、リサイクルフローの整備 ・啓発キャンペーンやルール周知の強化 ・イベント・SNS・紙媒体など多様な手段による発信 |

第5章 温室効果ガス削減等に向けた取り組み

施策9 ノンフロン機器への転換や適正管理の促進

市民・事業者・行政はフロン使用製品の新規購入や買い替え時にノンフロン製品を選択するとともに、フロン製品廃棄時には法令に基づく適正管理に努め、行政はフロン類取扱いに関する情報発信を実施します。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|--|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○家庭での温室効果の少ない冷媒機器^{注)}を選ぶ <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果の少ない冷蔵庫、エアコン等の選択と使用 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務用機器のノンフロン化と適正管理を行う <ul style="list-style-type: none"> ・業務用機器のノンフロン化や点検の実施 ・フロン排出抑制に向けた社内体制整備 ・フロン使用製品廃棄時の適正管理 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設における機器のノンフロン化と適正管理を行う <ul style="list-style-type: none"> ・機器のノンフロン化や点検の実施 ・フロン使用製品廃棄時の適正管理 ○法令周知を行う <ul style="list-style-type: none"> ・フロン類取扱いに関する法律・制度の周知 |

注) 過去にエアコンや冷蔵庫等の冷媒などに幅広く活用されてきたフロン（クロロフルオロカーボン類（CFCs））は強力なオゾン層破壊物質でありかつ強力な温室効果ガスで、大気に放出されるとオゾン層破壊とともに温暖化を引き起こしました。オゾン層保護対策の国際制度により、オゾン層保護対策で次に使われた第1世代代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン類（HCFCs））はCFCよりオゾン層破壊能力は小さいもののオゾン層破壊物質でありかつ強力な温室効果ガスでした。

オゾン層保護対策の国際制度により、次に使われ今も使われている第2世代代替フロン（ハイドロフルオロカーボン類（HFCs））は、オゾン層破壊能力はありませんが、強力な温室効果ガスです。さらに、温暖化対策の国際制度とオゾン層保護対策の国際制度及びその国内法により、最近でフロンを使わない製品（家庭用冷蔵庫、カーエアコンなど）、フロンを使うとしても温室効果のより小さなフロン類に転換した製品（業務用冷凍空調機器、家庭用エアコンなど）に徐々に転換、さらにノンフロンまたは温室効果の小さなフロン類・人工化学物質への転換目標が規定、また使用時・廃棄時の適正な管理が促され、さらにはフロンを使わない技術や製品が開発されています。

施策の方向 25 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

情報提供や相談窓口の設置、地域内での取組事例の共有等により、車・家電・機器の更新、住宅・事業者・工場等の改修・新築のタイミング時における省エネや断熱改修、太陽光発電等の導入を推進します。

施策 10 情報提供や相談窓口を通じ対策を支援する

市民は、自家用車の購入や、家電の更新、住宅の新築・改修のタイミングで、省エネや太陽光発電等の設置などについて、エネルギー消費とCO₂の削減効果、費用削減効果の十分な情報を相談窓口から得て、より良い対策を行います。

事業者は、車両の購入や事業所・工場等の機器更新や改修・新築のタイミングで、省エネや断熱改修、太陽光発電等の設置について、エネルギー消費とCO₂の削減効果、費用削減効果の両方の十分な情報を相談窓口から得て、より良い対策を行います。また機械、建築、車に関する事業を実施する事業者は行政と連携して、様々な情報提供や診断を行います。

行政は、公共施設の省エネ化や断熱改修、燃費の良い車・電気自動車の導入を積極的に進め、得られた情報を市民・事業者に提供します。市民・事業者のための相談窓口を設置し、情報の提供や省エネ診断を、東京都や国、地域の事業者と連携して実施します。

■ 市民・事業者・行政の役割

| 主体 | 行動 |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ○公的な情報提供や相談窓口を活用する <ul style="list-style-type: none"> ・家電の更新時、住宅の改修・新築時、車の購入・買い替えの際の、より良い選択のための、公的な情報収集や相談窓口の活用 ・環境イベント等への積極的な参加 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○公的な情報提供や相談窓口を活用する <ul style="list-style-type: none"> ・機器更新時、事業所・工場等の改修・新築時、車の購入・買い替えの際の、より良い選択のための、公的な情報収集や相談窓口の活用 ・自社取組みの地域での共有・発信 ○地域内で脱炭素製品・サービス展開を進める <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機械・機器販売 ・燃費性能の高い車や、電気自動車販売 ・省エネ性能の高い建築物 ・省エネ診断 |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> ○省エネに関する情報共有・発信を行う <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ実践を進め、そこから得られた知見を市民・事業者に発信 ○市民・事業者のための相談窓口の設置を行う <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断を、東京都や国、地域の事業者とも連携し実施、省エネ・再エネに関する公的で中立の相談窓口を設置し、企業や家庭の個別事情に応じた効果的で具体的な削減効果や費用対効果の説明を受ける仕組みを構築 |

第6章 計画の推進と評価

1

6-1 推進体制と進行管理

（1）計画の推進体制

計画の推進及び進行管理の組織体制は、以下のとおりとして、市民・事業者・行政が計画に沿った積極的な取り組みを進めることで計画の実効性を確保します。また、広域的な視点や技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい場合は、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら進めます。

① 東久留米市長

東久留米市長は、環境基本計画及び内包する地球温暖化実行計画「区域施策編」を策定する主体であり、策定にあたっては、東久留米市環境審議会から意見を聴くための諮問を行います。また、計画の内容を市議会と共有しながら、計画を着実に実施する主体となります。

② 東久留米市環境審議会

東久留米市環境審議会は、市長から環境基本計画及び内包する地球温暖化実行計画「区域施策編」に関する諮問を受け、専門的な見地からの審議を重ねた後答申します。また、環境審議会は、計画の進捗状況について点検・評価し、必要に応じ、市長に対し意見を述べます。

③ 東久留米市市民環境会議

東久留米市市民環境会議は、市民・事業者と情報交換しながら、各主体と連携した活動を行います。

④ 東久留米市府内環境委員会

東久留米市府内環境委員会は、全府的な計画の推進及び進行管理の組織であり、地球温暖化実行計画「区域施策編」の進捗状況について、各部署から報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行いながら、進行管理を行うとともに、関連計画を推進します。

⑤ 庁内各部署

庁内の各部署は、地球温暖化実行計画「区域施策編」に基づく施策・事業を推進するとともに、東久留米市府内環境委員会にその結果を報告します。

⑥ 環境安全部環境政策課

環境安全部環境政策課は、環境審議会、市民環境会議、府内環境委員会の運営の事務局機能を担うとともに、市民環境会議等と連携しながら、地球温暖化実行計画「区域施策編」を推進します。

第6章 計画の推進と評価

（2）進行管理の基本的な流れ

計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、また計画の継続的な改善を図っていくために、「P D C Aサイクル」を基本とした進行管理の仕組みを導入します。

P (Plan : 計画) →D (Do : 実践) →C (Check : 点検・評価) →A (Act : 見直し)

（3）P D C Aの展開イメージ

毎年度「かんきょう東久留米」を通じた見直しと、計画の中間年で計画全体の見直しを行います。具体的には、庁内環境委員会は前年度の実績を年度の前半にとりまとめて、目標に対する点検・評価を行い、実行計画を見直します。その結果を基に環境審議会は環境基本計画の点検・評価、及び必要に応じて見直し等を意見し、年度末に「かんきょう東久留米」で結果を公表します。

なお、今後の状況変化に適切に対応するため、必要に応じて、適宜計画を見直します。

6-2 点検・評価

この計画の着実な推進を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「かんきょう東久留米」において点検・評価を行っていきます。

環境基本計画の個別方針ごとの点検評価、及び地球温暖化対策実行計画「区域施策編」における取組施策の推進状況の点検・評価を毎年行います。

なお、区域施策編に係る点検・評価項目については、国や東京都の施策・公表データや社会経済情勢の変化等を踏まえて必要に応じて見直すものとします。

環境基本計画の指標と点検・評価

| 点検評価項目 | 目標 | 基準 | データソース | 評価頻度 |
|-------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-------|
| 温室効果ガス排出削減率 | 2030 年度 56% 削減 | 2013 年度 401 kt-CO ₂ | みどり東京・温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量」 | 年 1 回 |
| エネルギー消費量 | 2030 年度 22 年比 20% 削減 | 2022 年度 3,596 TJ | みどり東京・温暖化防止プロジェクト「多摩地域の温室効果ガス排出量」 | 年 1 回 |
| 電力消費量 | 2030 年度 23 年比 15% 削減 | 2023 年度 3.96 億 kWh | 電力調査統計「市町村別発電・需要実績」 | 年 1 回 |

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」の指標と点検・評価

| 施策 | 2030 年度目標 | 評価指標 | データソース | 評価 |
|---|---|---|---|-------------------------|
| 家庭のエネルギー多消費で省エネ性能の高い家電等（冷蔵庫・エアコン・給湯器）の導入率 | 2030 年段階でエネルギー多消費機器を省エネに更新している家庭の件数 | 家庭の 50% | ゼロエミポイント件数 | 年 1 回 (3 年後にアンケート実施) |
| 企業の省エネ設備更新率 運輸業を含む | 2030 年段階で設備の過半を省エネ機器に更新済みの企業の件数 | 企業の 50% | 設備機器補助金申請件数 | 年 1 回 (3 年後にアンケート実施) |
| 省エネ車や EVへの切り替え | EV 購入者数 (注：新車に占める割合 10%) | E V の新車登録比率 | 東京都の E V · F C E V · P H E V 補助金申請件数データ | 年 1 回 (3 年後にアンケート実施) |
| 省エネ性能の高い建築物の普及 | ・新築に占める割合 100% ・既存建築に占める断熱改修割合 年 2 % | ・新築の断熱建築申請件数 ・既存建築における改修件数 ・除却件数の把握 | ・R 7 年度以降の東久留米市の建築確認申請と省エネ改修補助金件数 ・市確認件数 | 年 1 回 (3 年後にアンケート実施) |

第6章 計画の推進と評価

| 施策 | 2030年度目標 | 評価指標 | データソース | 評価 |
|---------------------|--------------------------|-----------------|---|----------------------|
| 太陽光発電設備の導入(企業と公的施設) | 2030年に新築建物の設置率75% | 新築の設置率とストックの設置率 | 経済産業省FIT・FIP制度設備容量(市町村別)と電力消費量(電力調査統計、市町村別)から推計→設備容量の10kW以上を抽出。 | 年1回 |
| 太陽光発電設備の導入(家庭) | 2030年に新築住宅の設置率75%(戸数ベース) | 新築の設置率とストックの設置率 | 東京都補助金申請件数 | 年1回 (3年後にアンケート実施) |
| 廃棄物処理場でのエネルギーリカバリー | 一 (効率的な発電の実施) | 発電量 | 柳泉園データ | 年1回 |

1

2 (3年後を目安にアンケートで確認する指標)

| 施策 | 指標 | データソース | 評価 |
|---|------------------|---------------|-----|
| CO ₂ 排出量の少ないエネルギーへの切り替え(企業と公的施設) | 脱炭素電力事業者契約比率 | アンケート | 3年後 |
| CO ₂ 排出量の少ないエネルギーへの切り替え(家庭) | 低炭素電力事業者契約比率 | アンケート | 3年後 |
| 蓄電池の効果的な利用(企業および公的施設) | 蓄電池容量 | アンケート | 3年後 |
| 蓄電池の効果的な利用(家庭) | 蓄電池容量 | アンケート | 3年後 |
| エネルギー利用状況の見える化を進める(企業) | 企業のマネジメントシステム導入率 | アンケート | 3年後 |
| エネルギー利用状況の見える化を進める(家庭) | 新築住宅・中古の設置件数 | アンケート | 3年後 |
| エコドライブや円滑な交通流・物流 | 自動車の道路交通量 | 交通センサス(交通量調査) | 3年後 |

3

4

参考資料

1

1

東久留米市の温室効果ガス削減目標の設定について

東久留米市の温室効果ガス削減の目標値の設定においては、今後の政策動向を踏まえて、経済合理性も加味した、現状わかっている機器の省エネ性能や再生可能エネルギーの普及可能性割合を、東久留米市が取り得る意欲的な対策（最大ではないが削減率の高い対策）とし、「対策と削減ポテンシャル」を推計しました。さらに、その最大削減ポテンシャルを基準に、様々な変動・不確定要因を考慮したシナリオを想定した感度分析を行い、それらの数値を十分に検討のうえ、目標の設定をしました。

その概要を以下に示します。

(1) 対策と削減ポテンシャルの推計

① 推計の対象

対象は東久留米市全域で活動する全ての市民・事業者・行政で、温室効果ガスの排出部門は、国の推計に合わせて、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門及び廃棄物部門の5分野とし、部門別に推計を行います。

表3 本計画の温室効果ガス排出量推計の対象となる部門

| 部門 | 概要 |
|-------|--|
| 産業部門 | 最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門をいいます。 なお、産業部門においては、工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。 |
| 業務部門 | 第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・行政機関など)の店舗や庁舎等において、事業所の内部で消費したエネルギー消費などを表現しています。 なお、事業所の内部のみで人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、事業所の外部での人・物の移動・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上します。 |
| 家庭部門 | 最終エネルギー消費のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門をいいます。家庭部門においては、自家用車や公共交通機関の利用など人・物の移動に利用したエネルギー源の消費は全て運輸部門に計上します。 |
| 運輸部門 | 最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門をいいます。 |
| 廃棄物部門 | 家庭や事業者が排出する一般廃棄物の焼却処分に伴う温室効果ガスの排出量を対象とした部門をいいます。 |

17

参考資料

② 部門別の対策と削減ポテンシャルの推計

○対策の方向性

東久留米市の温室効果ガス大幅削減に向けて取り組める主な対策は、「省エネ対策」と「再生可能エネルギーの活用」です。

■省エネ対策

設備機器の更新時に省エネ設備や断熱建築、省エネ車を導入し、エネルギー消費の大幅な削減を図ります。

■再生可能エネルギーの活用

地域における再生可能エネルギーの利用を増やすため、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電所を地域で自らあるいは共同で設置、消費側で、CO₂排出係数が低く、再生可能エネルギー（非化石証書含む）利用割合の高い小売事業者やメニューを選択します。

○推計の前提

- ・対策案は現在商業化済み及び商業化目前（例えば海外で商業化など）の省エネ技術を導入する、とします。
- ・2030 年の電力のCO₂排出係数は国の第6次エネルギー基本計画の 2030 年目標 0.25kg-CO₂/kWh とします。
- ・森林吸収量については極めて小さいため、ここでは算定の対象としません。
- ・東久留米市の基礎データは「統計東久留米（令和6年版）」他を用います。

ア) 部門別の対策

i) 産業部門

■省エネ対策

- ・更新時に省エネ設備を導入する。
- ・化石燃料設備を電化し、その際に省エネになるような設備を選択する。
- ・既存施設を省エネ改修する。

■再生可能エネルギーの活用

- ・電気の再生可能エネルギーを図る。
- ・熱のままでは再生可能エネルギー化しにくいので電化して再エネ転換を図る。
- ・農業の一部（温室利用の一部）は太陽熱利用への転換を図る。

対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂ 削減率推計 : 51%

(地域で想定できる対策を全て実施すると 62%)

(対策のポイント)

産業部門においては、空調、機械設備で使用されている主要なエネルギー消費機器を、エネルギー効率の高いヒートポンプ、燃料電池、コーチェネレーションやインバーターモーター等の省エネ設備・機器に更新することや、電力排出係数の改善の推進、再生可能エネルギーの導入などが有効と考えられます。

1 ii) 業務部門

2 ■省エネ対策

- 3 ・新築時に断熱建築を選択し、既存建築においても窓改修などによる断熱改修を実施
4 する。
- 5 ・照明機器のLED化をする。
- 6 ・設備の更新時に冷暖房・給湯・照明・OA機器等の省エネ機器を導入する。
- 7 ・化石燃料設備を電化し、その際に省エネとなるような設備の選択をする。

8 ■再生可能エネルギーの活用

- 9 ・購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替える。
- 10 ・施設や駐車場の屋根部分に太陽光発電の設置をする。
- 11 ・熱を太陽熱由来のものにする、あるいは電化して再生可能エネルギー転換する。

12 対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂削減率推計：74%

(地域で想定できる対策を全て実施すると 82%)

13 (対策のポイント)

14 業務部門においては、LED等の高効率照明や最新の冷暖房機等のエネルギー効率
15 の高い省エネ設備の導入や電力排出係数の改善の推進に加えて、建物の断熱化や再生
16 可能エネルギーの導入が有効と考えられます。

17 iii) 家庭部門

18 ■省エネ対策

- 19 ・新築時に断熱建築を選択し、既存住宅においても窓改修などによる断熱改修を実施
20 する。
- 21 ・照明機器のLED化をする。
- 22 ・設備の更新時に冷暖房・給湯・照明やOA機器等の省エネ機器を導入する。
- 23 ・化石燃料設備を電化し、その際に省エネとなるような設備の選択をする。

24 ■再生可能エネルギーの活用

- 25 ・購入電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替える。
- 26 ・熱を太陽熱由来のものにする、あるいは電化して再生可能エネルギー転換する。

27 対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂削減率推計：57%

(地域で想定できる対策を全て実施すると 67%)

28 (対策のポイント)

29 家庭部門においては電力排出係数の改善や太陽光発電の導入、LED等の高効率照
30 明最新の冷暖房、冷蔵庫等の高効率な省エネルギー機器の導入が有効と考えられます。
31 さらに、新築住宅を高断熱規格とすることや、既存住宅の断熱改修も重要と考えられ
32 ます。

参考資料

1 iv) 運輸部門

2 ■省エネ対策

- 3 ・自動車の買い替え時に燃費の良い車や電気自動車を選択し、2050年までに電気自動
4 車や燃料電池車に転換する。
- 5 ・公共交通機関を積極的に利用する。

6 ■再生可能エネルギーの活用

- 7 ・利用電気を再生可能エネルギーに転換する。

8 対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂削減率推計 : 42%

(地域で想定できる対策を全て実施すると 53%)

9 (対策のポイント)

10 運輸旅客部門においては燃費の良い車（ハイブリッド自動車（HEV）等）やバッテリー電気自動車（EV）への転換、またエコドライブや自家用車から公共交通機関や自転車等への乗り換えが有効と考えられます。

11 運輸貨物においてはモーダルシフト等の配送の効率化やエコドライブ等の省エネ行動が有効と考えられます。

16 v) 廃棄物起源のCO₂

17 ■主な対策

- 18 ・廃棄物を削減する。
- 19 ・減量、再使用、リサイクルを向上させる。
- 20 ・プラスチックごみなどが減るような流通・物流体系を構築する。

21 対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂削減率推計 : 28%

(一般廃棄物処理基本計画による)

23 vi) フロン類

24 ■主な対策

- 25 ・フロンを使わない冷凍空調設備を選択する（業務用など）。
- 26 ・温室効果ガスの小さいフロンを使う冷凍空調設備を選択する。
- 27 ・設備廃棄の際にフロンを漏洩させないようにし、フロン回収率を向上させる。
- 28 ・建物断熱強化と合わせ、冷暖房機器台数を削減する。
- 29 ・断熱材、スプレーなどでフロンを使わない手段を選択する。

30 対策による 2030 年の 2013 年比 CO₂削減率推計 : 64%

③ 東久留米市のエネルギー起源CO₂排出量の削減ポテンシャルまとめ

各部門の対策を最大限進めた場合の、エネルギー起源CO₂排出量の削減ポテンシャルを表4に示します。家庭や工場・事務所での様々な更新や改修の際に、省エネ型設備機器、断熱建築、燃費の良い車や電気自動車を選ぶことで、無理なく、後戻りなく、かつ費用効果的にエネルギー消費量を削減できます（図28）。

表4 東久留米市のエネルギー起源CO₂削減ポтенシャル

（単位：千t-CO₂）

| 部門 | 2013年度 (基準年度) | 温室効果ガス排出量 | | | | 2013年度比削減率 | | | |
|---------------------------|------------------|-----------|------|------|------|------------|------|------|-------|
| | | 2022 | 2030 | 2040 | 2050 | 2022 | 2030 | 2040 | 2050 |
| 産業部門 | 86 | 73.0 | 33 | 9 | 0 | -15% | -62% | -90% | -100% |
| 業務部門 | 76 | 44.0 | 14 | 1 | 0 | -42% | -82% | -98% | -100% |
| 家庭部門 | 160 | 134.0 | 52 | 9 | 0 | -16% | -67% | -94% | -100% |
| 運輸部門 | 47 | 36.0 | 22 | 10 | 0 | -23% | -53% | -78% | -100% |
| 運輸旅客 | 31 | 22.8 | 13 | 5 | 0 | -26% | -58% | -83% | -100% |
| 運輸貨物 | 16 | 13.2 | 9 | 5 | 0 | -18% | -44% | -68% | -100% |
| エネルギー起源CO ₂ 合計 | 368 | 287.0 | 121 | 29 | 0 | -22% | -67% | -92% | -100% |

注) 2022年度は実績。

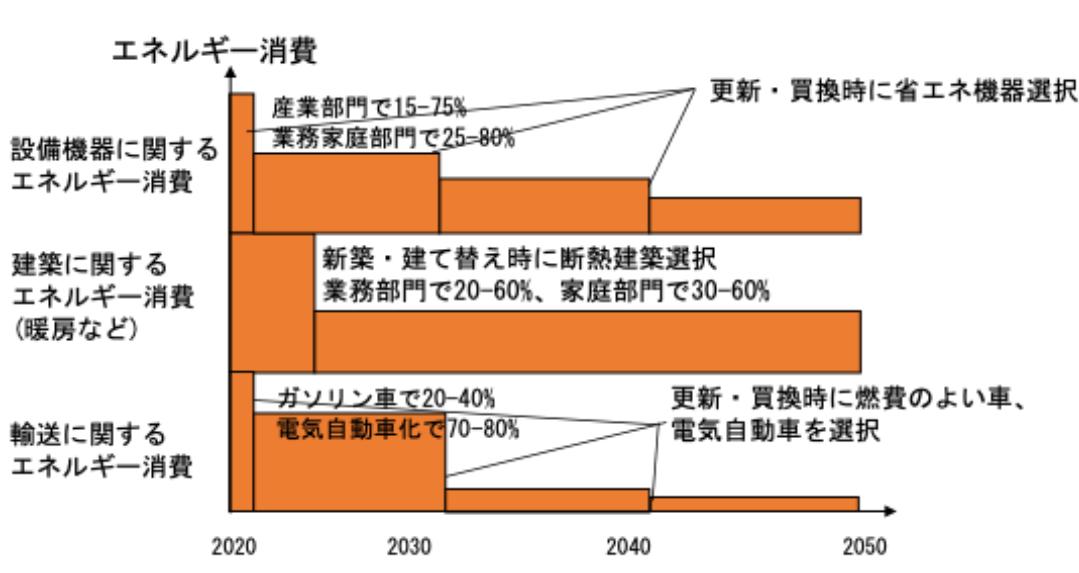


図28 主な省エネ対策のロードマップ

注) 設備機器、輸送では2022年ごろ、2030年、2040年のエネルギー消費削減、建築では2025年ごろに示したエネルギー消費削減率は、現状に対し、更新時期にあらかじめ調べて省エネ機器、燃費の良い車を選択・購入し、新築あるいは引越時にあらかじめ調べて断熱建築を選択して削減できる割合を示しています。このように、現場に我慢や活動の縮小を強いるのではなく、更新時期に確実にエネルギー効率を大幅に高めることで、段階的にエネルギー消費量を削減できることを表しています。

参考資料

④ 目標の設定に関する不確実性シナリオと目標感度分析

目標の設定にあたって、すべての対策案が実施された場合に達成する温室効果ガス排出削減のポテンシャルを上限とし、前提となる様々な対策案の不確実性を考慮したシナリオ別（シナリオ3～7）に推計した結果を表5に示します。

表5 シナリオ毎の削減率

| | 2013年 | 2022年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2050年 |
|---|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| シナリオ1 (国の目標當てはめ) | 401 | 327 (-18%) | 196 (-51%) | | 116 (-71%) | 0 (-100%) |
| シナリオ2 (省エネ・再エネ地域対策フル、電力係数 0.25kg-CO2/kWh) | 401 | 327 (-18%) | 138 (-66%) | 86 (-79%) | 45 (-89%) | |
| シナリオ3 (省エネなし、太陽光義務化のみ、電力係数改善： 2030年 0.25kg-CO2/kWh、 2040年 0.04kg-CO2/kWh) | 401 | 327 (-18%) | 215 (-46%) | 172 (-57%) | 131 (-67%) | |
| ※本計画の目標値及び目安値 シナリオ4 (省エネ半分、太陽光義務化、電力係数改善： 2030年 0.25kg-CO2/kWh、 2035年 0.145kg-CO2/kWh、 2040年 0.04kg-CO2/kWh) | 401 | 327 (-18%) | 177 (-56%) | 127 (-68%) | 81 (-80%) | |
| シナリオ5 (省エネ8割、太陽光義務化、電力係数改善： 2030年 0.25kg-CO2/kWh、 2040年 0.04kg-CO2/kWh) | 401 | 327 (-18%) | 161 (-60%) | 101 (-75%) | 58 (-86%) | |
| シナリオ6 (省エネ対策、再エネ地域対策、 2030電力係数元の業界計画： 2030年 0.37kg-CO2/kWh、 2035年 0.31kg-CO2/kWh、 2040年 0.25kg-CO2/kWh) | 401 | 327 (-18%) | 167 (-58%) | 118 (-71%) | 79 (-80%) | |
| シナリオ7 (省エネ対策、再エネ地域対策、 2030電力係数元の業界計画から 半分改善：2030年 0.37kg-CO2/kWh と 0.25kg-CO2/kWh の間 2035年 0.228kg-CO2/kWh 2040年は 0.145kg-CO2) | 401 | 327 (-18%) | 153 (-62%) | 102 (-75%) | 62 (-85%) | |

資料編

- 資料 1 東久留米市環境基本条例
- 資料 2 湧水・清流保全都市宣言
- 資料 3 東久留米市ゼロカーボンシティ宣言
- 資料 4 東久留米市熱中症対策に係る基本方針
- 資料 5 東久留米市環境審議会委員名簿
- 資料 6 東久留米市環境基本計画等検討部会部会員名簿
- 資料 7 東久留米市環境審議会規則
- 資料 8 環境基本計画等検討部会設置要綱
- 資料 9 質問・答申
- 資料 10 計画策定の経緯
- 資料 11 第二次計画と第三次計画の体系の比較
- 資料 12 市民ワークショップの実施概要
- 資料 13 環境に関わる東久留米市の動き
- 資料 14 市民・事業者アンケート調査結果
- 資料 15 地球温暖化対策に関する子どもアンケート結果
- 資料 16 関連基礎用語解説
- 資料 17 東久留米市の温室効果ガス削減対策と
ポテンシャル推計及び削減目標感度分析